

平成20年度 事業報告書

自 平成20年4月 1日

至 平成21年3月31日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

目 次

1. 国民の皆様へ	1
2. 基本情報	2
(1) 法人の概要	2
(2) 本所・支所等の住所	5
(3) 資本金の状況	5
(4) 役員の状況	6
(5) 常勤職員の状況	7
3. 簡潔に要約された財務諸表	8
4. 財務情報	11
(1) 財務諸表の概況	11
(2) 施設等投資の状況（重要なもの）	15
(3) 予算・決算の概況	16
(4) 経費削減及び効率化目標との関係	16
5. 事業の説明	17
(1) 財源構造	17
(2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明	18
6. 当該事業年度の業務の実施状況	22
6. 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置	22
A. 共通事項	22
B. バイオテクノロジー分野	29
C. 化学物質管理分野	35
D. 適合性認定分野	44
E. 生活安全分野	54
F. その他業務	64
G. その他業務運営に関する計画	65
6. 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置	65

1. 国民の皆様へ

製品評価技術基盤機構（NITE：National Institute of Technology and Evaluation、ナイト）は、家電製品などの事故原因を調査する製品安全、化学物質の管理、計量器などの校正を行う試験検査機関の認定、微生物の遺伝資源の保存と解析など、4つの分野において国民生活に深く関わる各種製品やサービスの安全・安心に関する情報を、基盤的技術をもとに解析し、広く社会、行政、産業界に発信している独立行政法人です。これらの活動によって、「くらしの安全・安心」に貢献すると同時に、将来の産業活力の基盤となる確実な技術基盤を構築することがナイトの責務であり、「安心を未来につなぐナイトです」を合言葉に業務を展開しています。

製品安全分野では、消費生活用製品安全法に基づいてナイトが事故の調査・原因究明を行う重大な製品事故が大幅に増加したことから、平成20年度は、迅速かつ適切に対応する体制を一層強化し、調査結果の報告及び公表に全力を挙げて取り組みました。その結果、製品事故の未然防止・再発防止に役立つ法令の改正、リコール、製品の改善等につながったものが数多くありました。さらに、平成21年4月からは、消費生活用製品安全法及び電気用品安全法の改正によりナイトが経年劣化に関する技術的調査を行っています。

また、化学物質管理分野においては、これまで化学物質の審査及び規制に関する法律施行の技術的支援を行うとともに、「用途分類と用途別排出係数一覧表」等管理に要する情報を提供してまいりましたが、リスクベースでの化学物質管理に移行することを内容とした同法の改正法案が平成21年5月に成立したことに伴い、ナイトは、改正法の施行に向けリスクアセスメントを担うべく準備を進めております。

適合性認定分野においても、認定・登録が特に環境関係で増大しましたが、職員の資質・レベルの向上を図るとともに、外部審査員を効率的に育成・活用することによって、適切かつ確実に対応致しました。

さらに、バイオテクノロジー分野では、生物多様性条約の下、アジア各国の政府機関と包括的覚書を締結し、微生物資源に対するアクセスルートを開拓するとともに、世界的な微生物遺伝資源の収集・保存機関のひとつとして、抗菌検定などに用いられる微生物の提供や有用な微生物の遺伝子解析などを着実に実施致しました。

ナイトは、これからも、引き続き、国民の期待に適時かつ適切に応え、信頼できる技術と情報をもとに、「くらしの安全・安心」に直結する日々の業務サービスに取り組んでまいります。

2. 基本情報

(1) 法人の概要

① 法人の目的

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」と言います。）は、工業製品等に関する技術上の評価等を行うとともに、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供等を行うことにより、工業製品等の品質の向上、安全性の確保及び取引の円滑化のための技術的な基盤の整備を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的としております。（独立行政法人製品評価技術基盤機構法第3条）

② 業務の範囲（機構法第11条）

機構は、独立行政法人製品評価技術基盤機構法第3条の目的を達成するため、以下の業務を行います。

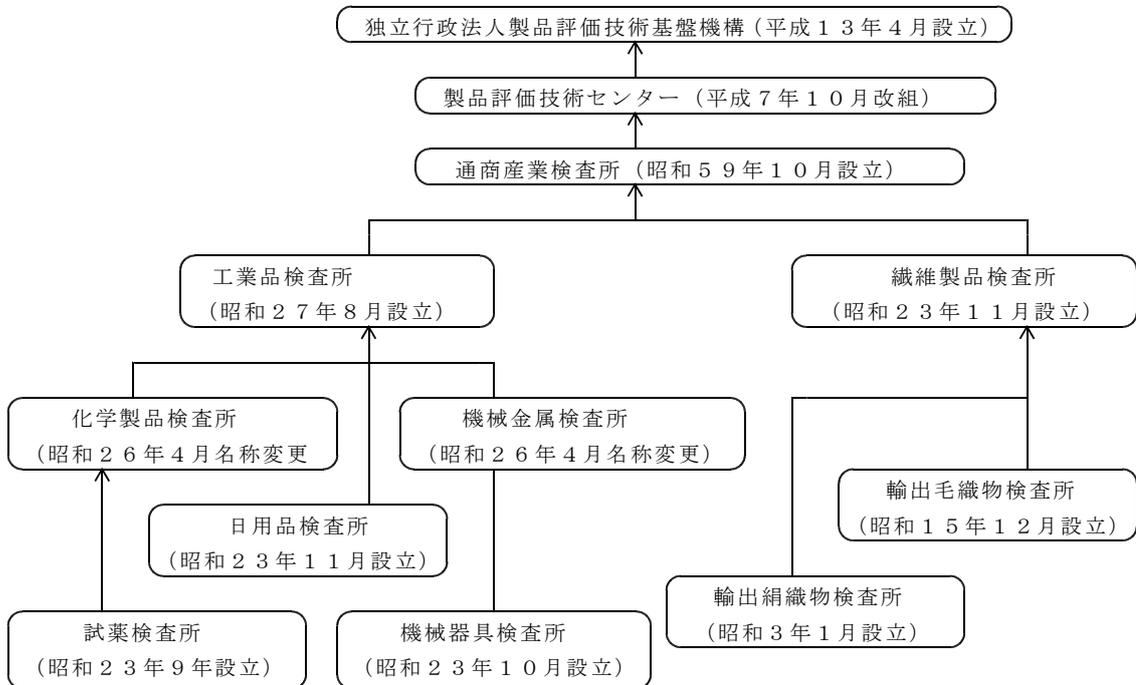
- a. 工業製品その他の物資に関する技術上の評価
- b. 工業製品その他の物資に関する試験、分析、検査その他これらに類する事業を行う者の技術的能力その他の当該事業の適正な実施に必要な能力に関する評価
- c. 工業製品その他の物資の品質に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供
- d. aの評価の技術に関する調査及び研究
- e. a～dの業務に附帯する業務
- f. 工業標準化法（昭和24年法律第185号）第21条第1項及び第2項並びに第40条第1項の規定による立入検査並びに第42条第1項第8号の規定による検査
- g. ガス事業法（昭和29年法律第51号）第39条の17第1項第8号の規定による検査並びに第47条第1項及び第3項の規定による立入検査
- h. 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第42条の4第1項第8号の規定による検査又は質問並びに第46条第1項及び第2項の規定による立入検査又は質問
- i. 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）第19条第1項の規定による立入検査
- j. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第64条第1項第8号の規定による検査又は質問並びに第83条第1項及び第5項の規定による立入検査又は質問
- k. 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）第31条第1項第8号の規定による検査並びに第41条第1項及び第2項の規定による立入検査
- l. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年）法律第117号）第33条第1項から第3項までの規定による立入検査、質問又は収去
- m. 計量法（平成4年法律第51号）第148条第1項及び第2項の規定による立入検査（同法第144条第1項に規定する認定事業者に対するものを除く。）

- n. 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）
第30条第5項の規定による立会い及び第33条第1項の規定による立入検査、質問又は収去
- o. 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成13年法律第111号）第37条第4項の規定による立入検査又は質問
- p. 遺伝子組換え生物等の使用等の規制等による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条第1項の規定による立入り、質問、検査及び収去

③ 沿革

平成13年4月 独立行政法人製品評価技術基盤機構設立

独立行政法人製品評価技術基盤機構の前身は次の図のとおり。



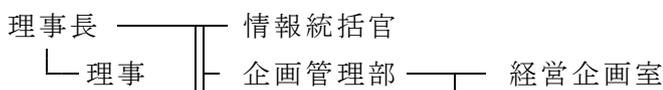
④ 設立根拠法

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成11年法律第204号）

⑤ 主務大臣（主務省所管課）

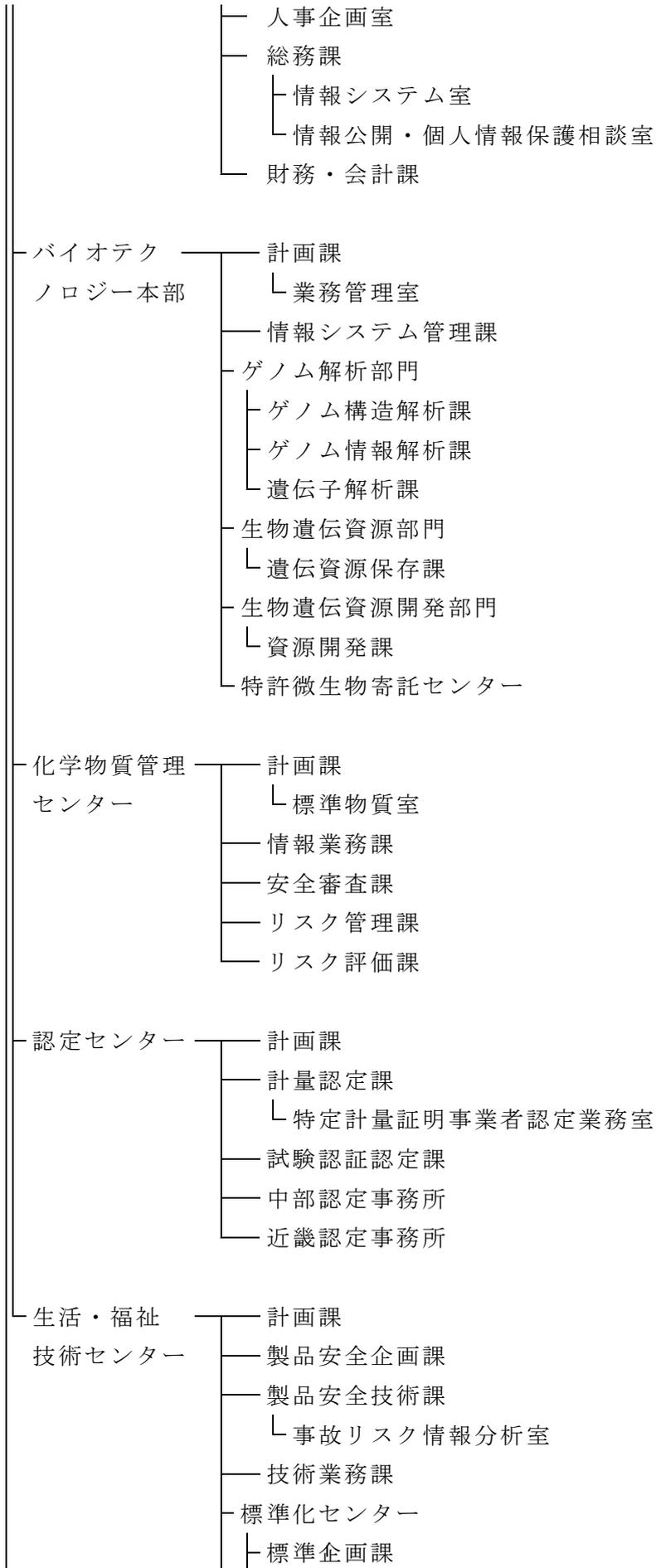
経済産業大臣（経済産業省産業技術環境局知的基盤課）

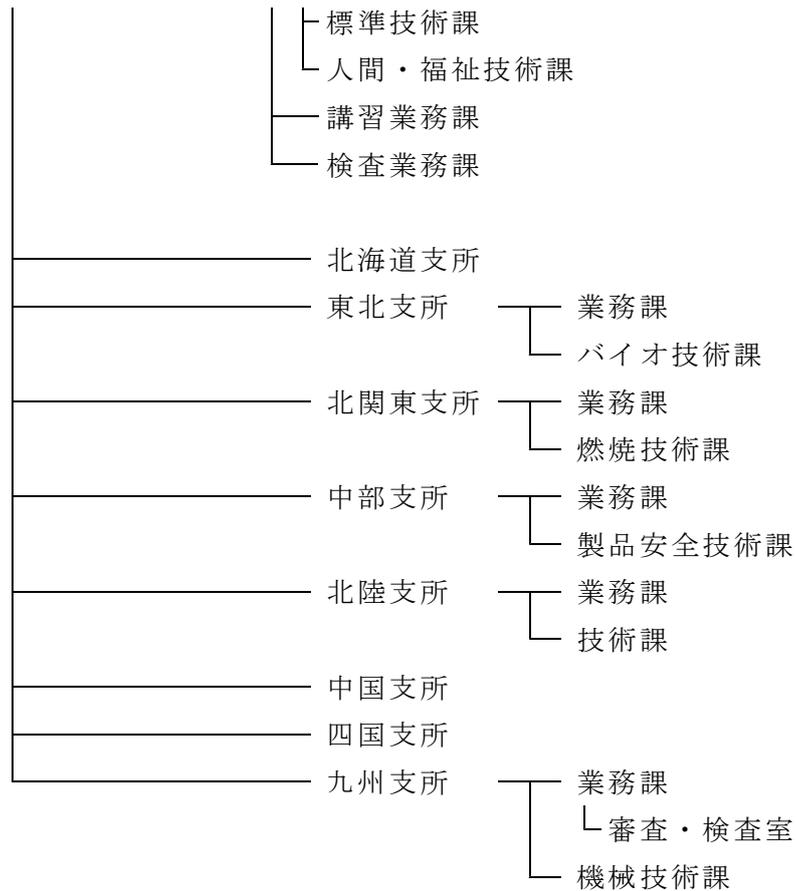
⑥ 組織図（平成21年3月末現在）



監事

監査室





(2) 本所・支所等の住所

- 本 所 : 東京都渋谷区西原2-49-10
- バイオテクノロジー本部 : 千葉県木更津市かずさ鎌足2-5-8
- 生活福祉技術センター : 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館
- 北海道支所 : 北海道札幌市北区北八条西2-1-1 札幌第一合同庁舎
- 東北支所 : 宮城県仙台市宮城野区東仙台4-5-18
- 北関東支所 : 群馬県桐生市堤町3-7-4
- 中部支所 : 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
- 北陸支所 : 石川県金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎
- 中国支所 : 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第3号館
- 四国支所 : 香川県高松市寿町1-3-2 高松第一生命ビルディング5F
- 九州支所 : 福岡県福岡市南区塩原2-1-28

(3) 資本金の状況

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	19,072	—	—	19,072
資本金合計	19,072	—	—	19,072

(4) 役員 の 状 況

役 職	氏 名	任 期	担 当	経 歴
理事長	御園生誠	自：平成17年 4月1日 至：平成21年 3月31日		昭和41年 4月 東京大学工学部合成化学科 助手 採用 昭和41年10月 東京大学大学院工学系研究科 博士課程修了 昭和53年 1月 東京大学工学部合成化学科 講師 昭和54年 3月 同 助教授 昭和58年 4月 同 教授 平成 9年 4月 東京大学大学院工学系研究科応用化学専攻 教授 兼 評議員 平成11年 3月 東京大学定年退官 平成11年 4月 工学院大学工学部環境化学工学科 教授 平成12年 7月 日本学術会議会員 平成17年 4月 独立行政法人製品評価技術基盤機構 理事長
理 事	野中哲昌	自：平成17年 4月1日 至：平成20年 7月10日	企画、人事、 予算、知的 財産	昭和56年 4月 通商産業省 基礎産業局 採用 平成 5年 7月 同 通商産業検査所 総務部企画課長 平成 7年 6月 同 工業技術院 標準部標準企画室長 平成 8年 5月 同 生活産業局生活文化産業企画官 平成 9年 6月 日本貿易振興会バンコック・センター 次長 平成13年 5月 経済産業省 製造産業局化学物質管理課化学物質安全室長 平成15年 6月 同 資源エネルギー庁資源・燃料部 石油精製備蓄課長 平成17年 3月 独立行政法人製品評価技術基盤機構 理事（役員出向） 平成20年 7月 経済産業省経済産業政策局 調査統計部長
理 事	川上景一	自：平成20年 7月12日 至：平成21年 3月31日	企画、人事、 予算、知的 財産	昭和57年 4月 通商産業省 採用 平成 7年 6月 同 通商産業検査所 総務部企画課長 平成 9年 6月 経済協力開発機構 日本政府代表部一等書記官 平成12年12月 通商産業省 機械情報産業局総務課 新映像産業室長 平成13年 1月 経済産業省 商務情報政策局 環境リサイクル室長 平成15年 7月 同 商務情報政策局 消費経済部消費経済政策課長 平成17年 9月 同 製造産業局 航空機武器宇宙産業課長 平成18年 7月 同 貿易経済協力局 貿易振興課長 平成20年 7月 独立行政法人製品評価技術基盤機構 理事（役員出向）
理 事	所村利男	自：平成17年	労務、会計、	昭和42年 2月 通商産業省 金沢繊維製品検査所 採用

		4月1日 至：平成21年 3月31日	文書・情報 管理、広報	平成13年 4月 独立行政法人製品評価技術基盤機構 生活・福祉技術センター所長 平成16年 6月 同 企画管理部次長 平成17年 4月 同 理事
監 事	前川美之	自：平成17年 4月1日 至：平成21年 3月31日		昭和42年 4月 三菱化成工業(株) 入社 昭和63年 6月 三菱化成(株) 水島工場 保安環境部長 平成 6年10月 三菱化学(株) 黒崎事業所 管理部長 兼 同事業所 TPM推進室長 平成 8年 6月 同 取締役 化成品カンパニー企画部長 平成11年 6月 同 常務執行役員 化成品カンパニー フロンテント 平成15年 6月 同 常務取締役 兼 常務執行役員 技術・生産センター長 平成16年 6月 同 代表取締役 兼 専務執行役員 技術・生産センター長 平成17年 4月 独立行政法人製品評価技術基盤機構 監事
監 事	地崎 修	自：平成19年 4月1日 至：平成21年 3月31日		昭和47年 4月 通商産業省 化学工業局 採用 昭和60年 6月 同 基礎産業局エネルギー対策室長 昭和61年 5月 日本貿易振興会ロサンゼルス・センター次長 平成元年 7月 通商産業省 中国通商産業局商工部長 平成 3年 8月 同 工業技術院 標準部繊維化学規格 課長 平成 5年 6月 同 基礎産業局生物化学産業課長 平成 7年 7月 石油公団 備蓄計画部長 平成 9年 6月 通商産業省 大臣官房付 平成 9年 6月 同 退職 平成 9年 7月 (財)ハイインダストリー協会 専務理事 平成18年12月 東京工業大学大学院イノベーション マネジメント研究科技術経営専攻修了 平成19年 4月 独立行政法人製品評価技術基盤機構 監事

(5) 常勤職員の状況

機構の平成20年度末常勤職員数は405名（平均年齢44.3歳）であり、前期末比増減は△4.48%となっている。なお、常勤職員数の対前年度末増減比は△1.46%である。

(前期末常勤職員数 424名)

	平成19年度末	平成20年度末
常勤職員	411名	405名
うち任期付研究員	15名	5名
うち国からの出向者	9名	10名
非常勤職員	137名	150名

うち研究・技術専門家	56名	64名
うち技術員等	81名	86名
出向者	14名	14名
うち国の機関への出向者	13名	13名
その他	1名	1名

3. 簡潔に要約された財務諸表

① 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	3,396	流動負債	3,413
現金及び預金	3,020	運営費交付金債務	1,150
その他	376	その他	2,263
固定資産	16,557	固定負債	2,014
有形固定資産	16,480		
無形固定資産	4	負債合計	5,427
投資その他の資産	72		
		純資産の部	
		資本金	19,072
		政府出資金	19,072
		資本剰余金	▲4,880
		利益剰余金	333
		純資産合計	14,525
資産合計	19,952	負債純資産合計	19,952

※百万円未満を四捨五入している関係上、合計等の金額について、内訳の計と一致しない場合がある（以下同じ。）。

② 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用 (A)	9,159
業務費	8,125
人件費	4,185
減価償却費	759
その他	3,180
一般管理費	1,020
人件費	860
減価償却費	10
その他	150
財務費用	14

経常収益 (B)	9,377
運営費交付金収益等 自己収入等 その他	7,110 2,263 4
臨時損失 (C)	32
臨時利益 (D)	36
前中期目標期間繰越積立金取崩額 (E)	61
当期総利益 (B) - (A) - (C) + (D) + (E)	284

③ キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	1,685
人件費支出	▲ 5,049
運営費交付金収入	7,466
自己収入等	2,593
その他の収入・支出	▲ 3,325
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	▲ 192
III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	▲ 200
IV 資金に係る換算差額(D)	▲ 0
V 資金増加額 (E=A+B+C+D)	1,292
VI 資金期首残高 (F)	1,728
VII 資金期末残高 (G=E+F)	3,020

④ 行政サービス実施コスト計算書

(単位：百万円)

	金 額
I 業務費用	6,921
損益計算上の費用 (控除) 自己収入等	9,191 ▲ 2,270
(その他の行政サービス実施コスト)	
II 損益外減価償却等相当額	553

Ⅲ 引当外賞与見積額	▲ 34
Ⅳ 引当外退職給付増加見積額	▲ 154
Ⅴ 機会費用	390
Ⅵ 行政サービス実施コスト	7,676

■ 財務諸表の科目

① 貸借対照表

現金及び預金：現金、預金

その他（流動資産）：機構の業務活動から生じる未収金、たな卸資産等

有形固定資産：土地、建物、機械装置、車両、工具、器具及び備品など機構が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産

無形固定資産：電話加入権

投資その他の資産：権利金

運営費交付金債務：機構の業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、未実施の部分に該当する債務残高

その他（流動負債）：機構の業務活動から生じる未払金及び未払費用等

固定負債：資産見返運営費交付金及び資産見返物品受贈額等

政府出資金：国からの出資金であり、機構の財産的基礎を構成

資本剰余金：国から交付された施設費を財源として取得した資産で機構の財産的基礎を構成するもの

利益剰余金：機構の業務に関連して発生した剰余金の累計額

② 損益計算書

業務費：機構の業務に要した費用

人件費：給与、賞与、法定福利費等、機構の役職員等に要した経費

減価償却費：業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費

財務費用：支払利息

運営費交付金収益等：国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益等

自己収入等：手数料収入、受託収入などの収益

臨時損益：固定資産の売却損益等

前中期目標期間繰越積立金取崩額：前中期目標期間において自己収入で取得した固定資産の減価償却費相当分の取崩し

③ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：機構の通常の業務の実施にかかる資金の

状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等

投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動にかかる資金の状態を表し、固定資産の取得・売却等による収入・支出等

財務活動によるキャッシュ・フロー：借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済など

資金にかかる換算差額：外貨建て取引を円換算した場合の差額

④ 行政サービス実施コスト計算書

業務費用：機構が実施する行政サービスのコストのうち、機構の損益計算書に計上される費用

損益外減価償却相当額：償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の減価償却費相当額（損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている）

引当外賞与見積額：財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の賞与引当金見積額（損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合に計上したであろう賞与引当金見積額を貸借対照表に注記している）

引当外退職給付増加見積額：財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の退職給付引当金増加見積額（損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合に計上したであろう退職給付引当金見積額を貸借対照表に注記している）

機会費用：国の財産を無償又は減額された使用料により賃貸した場合の本来負担すべき金額など

4. 財務情報

（1）財務諸表の概況

- ① 経常費用、経常収益、当期総損益、資産、負債、利益剰余金、キャッシュ・フローなどの主要な財務データの経年比較・分析（内容・増減理由）

（経常費用）

平成20年度の経常費用は9,159百万円と前年度比158百万円増（1.7%増）となっている。これは講習関係業務費用の増が主たる要因である。

(経常収益)

平成20年度の経常収益は9,377百万円と前年度比552百万円増(6.3%増)となっている。これは講習関係業務収入の増が主たる要因である。

(当期総損益)

上記経常損益の状況及び固定資産の除売却による臨時損益(20年度は4百万円の益)、並びに前中期目標期間繰越積立金取崩額61百万円を計上した結果、平成20年度の当期総利益は284百万円となり、前年比398百万円増(348.8%増)となっている。

(資産)

平成20年度末現在の資産合計は19,952百万円と前年度末比149百万円増(0.8%増)となっている。これは資産の減価償却が進行した一方で、現金及び預金残高が増加したことが主な要因である。

(負債)

平成20年度末現在の負債合計は5,427百万円と前年度末比361百万円増(7.1%増)となっている。これは前受金及び運営費交付金債務の増が主たる要因である。

(利益剰余金)

平成20年度末現在の利益剰余金は333百万円と前年度末比223百万円増(202.2%増)となっている。これは前中期目標期間繰越積立金61百万円を取り崩し、当期総利益284百万円を計上したことが要因である。

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

平成20年度の業務活動により得られた資金は1,685百万円と、前年度比686百万円増(68.7%増)となっている。これは講習事業の収入が増加したことが主たる要因である。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

平成20年度の投資活動により使用した資金は192百万円と、前年度比241百万円減(55.7%減)となっている。これは固定資産の取得支出が減となったことと、施設費による収入の増が主たる要因である。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

平成20年度の財務活動により使用した資金は200百万円と、前年度比16百万円増(8.9%増)となっている。これはファイナンス・リース返済による支出が増加したためである。

表 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区 分	1 6 年度	1 7 年度	1 8 年度	1 9 年度	2 0 年度
経常費用	10,739	11,043	9,327	9,001	9,159
経常収益	11,092	11,056	9,213	8,825	9,377
当期総利益（▲は損失）	357	17	45	▲114	284
資産	24,189	21,475	20,351	19,803	19,952
負債	7,348	5,145	5,033	5,066	5,427
利益剰余金	880	897	281	110	333
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,435	304	150	999	1,685
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲614	▲873	▲498	▲433	▲192
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲306	▲343	▲324	▲184	▲200
財資金期末残高	2,932	2,019	1,347	1,728	3,020

注1 対前年比において、当期総利益が変動をしている要因は、講習事業の利益等により経常利益219百万円を計上したためである。

注2 対前年比において、利益剰余金が変動をしている要因は、前中期目標期間繰越積立金61百万円を取り崩し、当期総利益284百万円を計上したことが要因である。

注3 対前年比において、業務活動によるキャッシュ・フローが変動している要因は、退職手当の増加等により人件費支出が202百万円増加した一方で、20年度において講習事業の収入（前受金を含む）が1,027百万円増加したことである。

② セグメント事業損益の経年比較・分析（内容・増減理由）

バイオテクノロジー分野の事業損益は▲43百万円と前年度比8百万円減（22.8%減）となっている。これは受託事業で購入した資産の減価償却費の増が主な要因である。

化学物質管理分野の事業損益は1百万円と前年度比2百万円減（74.6%減）となっている。

適合性認定分野の事業損益は0百万円と前年度比0百万円増（129.0%増）となっている。

生活安全分野の事業損益は▲32百万円と前年度比0百万円増（1.4%増）となっている。

講習関係業務の事業損益は291百万円と前年度比410百万円増（343.8%増）となっている。これは受講者数が増加したことと主な要因である。

表 事業損益の経年比較

(単位：百万円)

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
バイオテクノロジー分野	6	34	18	▲35	▲43
化学物質管理分野	▲1	1	2	3	1
適合性認定分野	▲16	2	1	▲0	0
生活安全分野	▲0	85	8	▲32	▲32
講習関係業務	366	35	▲147	▲119	291

③ セグメント総資産の経年比較・分析（内容・増減理由）

バイオテクノロジー分野の総資産は9,891百万円と前年比1,144百万円減（10.4%減）となっている。

化学物質管理分野の総資産は1,834百万円と前年比180百万円増（10.8%増）となっている。

適合性認定分野の総資産は854百万円と前年比357百万円減（29.5%減）となっている。

生活安全分野の総資産は2,803百万円と前年比163百万円増（6.2%増）となっている。

講習関係業務の総資産は238百万円と前年比46百万円増（23.9%増）となっている。

総資産が全体的に減少しているのは、有形固定資産の減価償却費の進行と除売却をしたことが主な要因である。

表 総資産の経年比較

(単位：百万円)

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
バイオテクノロジー分野	13,423	12,128	11,812	11,035	9,891
化学物質管理分野	1,611	1,498	1,667	1,654	1,834
適合性認定分野	1,578	1,701	1,356	1,211	854
生活安全分野	2,763	2,425	2,592	2,640	2,803
講習関係業務	139	242	224	192	238

④ 目的積立金の申請、取崩内容等

当期は当期総利益284百万円を計上したが、目的積立金の申請はしていない。前中期目標期間繰越積立金取崩額61百万円は、前中期目標期間中に受託事業によ

り取得した資産の減価償却費相当額を取り崩したものである。

⑤ 行政サービス実施コスト計算書の経年比較、分析（内容・増減理由）

平成20年度の行政サービス実施コストは7,676百万円と前年度比1,132百万円減（12.9%減）となっている。これは講習業務収入の増加により、自己収入等の控除額が1,062百万円増加したのに加え、引当外退職給付増加見積額が104百万円減少したことが主たる要因である。

表 行政サービス実施コストの経年比較 (単位：百万円)

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
業務費用	8,087	8,110	7,893	7,945	6,921
うち損益計算書上の費用	10,758	11,067	9,446	9,152	9,191
うち自己収入	▲2,671	▲2,957	▲1,553	▲1,208	▲2,270
損益外減価償却累計額	683	712	512	512	553
損益外減損損失相当額	—	—	4	—	—
引当外賞与見積額	—	—	—	▲3	▲34
引当外退職給付増加見積額	231	291	184	▲50	▲154
機会費用	443	498	493	405	390
行政サービス実施コスト	9,445	9,611	9,086	8,808	7,676

注1 業務費用の減少については、講習関係業務収入が増加したことが要因と考えられる。

注2 引当外退職給付増加見積額の減少については、退職者数の増加による退職手当支給額の増加及び昇給抑制により俸給額の増加幅が減少したことが要因と考えられる。

(2) 施設等投資の状況（重要なもの）

- ① 当事業年度中に完成した主要施設等
エレベータ施設交換工事（確定額 117百万円）
- ② 当事業年度中において継続中の主要施設等の新設・拡充
該当なし。
- ③ 当事業年度中に処分した主要施設等
該当なし。

(3) 予算・決算の概況

(単位：百万円)

区 分	16年度		17年度		18年度	
	予 算	決 算	予 算	決 算	予 算	決 算
収 入						
運営費交付金	7,722	7,722	7,682	7,682	7,626	7,626
施設整備費補助金	180	180	184	184	120	120
受託収入	917	842	1,082	1,168	842	929
講習関係収入	2,118	2,094	1,095	684	383	322
その他収入	166	180	249	238	180	195
支 出						
業務経費	3,059	3,059	2,965	3,070	6,446	6,349
施設整備費補助金	180	180	184	184	120	120
受託経費	917	982	1,082	1,042	842	927
講習関係経費	1,752	1,693	1,212	1,072	653	566
一般管理費	4,830	4,926	4,966	4,946	1,360	1,325
区 分	19年度		20年度			
	予 算	決 算	予 算	決 算	差 額 理 由	
収 入						
運営費交付金	7,588	7,588	7,466	7,466		
施設整備費補助金	102	102	120	117		
受託収入	207	590	316	594	受託契約の増	
講習関係収入	396	653	1,231	1,680	受講者の増	
その他収入	193	192	205	249	手数料収入等の増	
支 出						
業務経費	6,461	6,307	6,391	5,894	経費の減	
施設整備費補助金	102	102	120	117		
受託経費	207	591	316	593	受託契約の増	
講習関係経費	593	556	1,106	1,160	受講者の増	
一般管理費	1,319	1,222	1,280	1,030	経費の減	

注1 予算区分及び予算額については、当該年度の年度計画に記載されている予算区分及び予算金額を記載しております。

注2 決算額の収入については、現金預金の収入額に期末の未収金等の額を加減したものを記載しております。

注3 決算額の支出については、現金預金の支出額に期末の未払金等の額を加減したものを記載しております。

(4) 経費削減及び効率化目標との関係

① 経費削減及び効率化目標

機構においては、運営費交付金を充当する業務については、業務経費について、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、第二期中期目標の期間中、平均で前年度比1%以上の削減を行うとともに、一般管理費については、第二期中期目標期間中、毎年度、平均で前年度比3%以上の削減を行う。

また、新たに発生又は業務量の増加が見込まれるものについても、効率的な業務の運営を図ることにより、運営費交付金の増大の抑制に努めることを目標としてい

る。

このような人的資金的制約の下、国民生活、社会経済上の要請や行政ニーズに的確に対応していくため、民間で実施可能なものは積極的にアウトソーシング、外部人材の活用等を進め、国との的確な役割分担の下、機構が真に担うべき事務及び事業に特化して、より一層の効率化を図ることとしているところである。

② 上記目標の当中期目標期間における推移

区 分	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
一般管理費	1,325	—	1,222	▲7.8	1,030	▲15.7				
業務経費	6,349	—	6,307	▲0.7	5,894	▲6.5				

[備考] 各年度の比率については、当機構の削減目標が対前年度比であることから、前年度を100%とした場合の比率を記載

5. 事業の説明

(1) 財源構造

機構の経常収益は9,377百万円（前年度8,825百万円）で前年度比552百万円の増となっている。これは主に運営費交付金収益が445百万円減少した一方で、講習関係業務収入が1,016百万円増加したことによる。

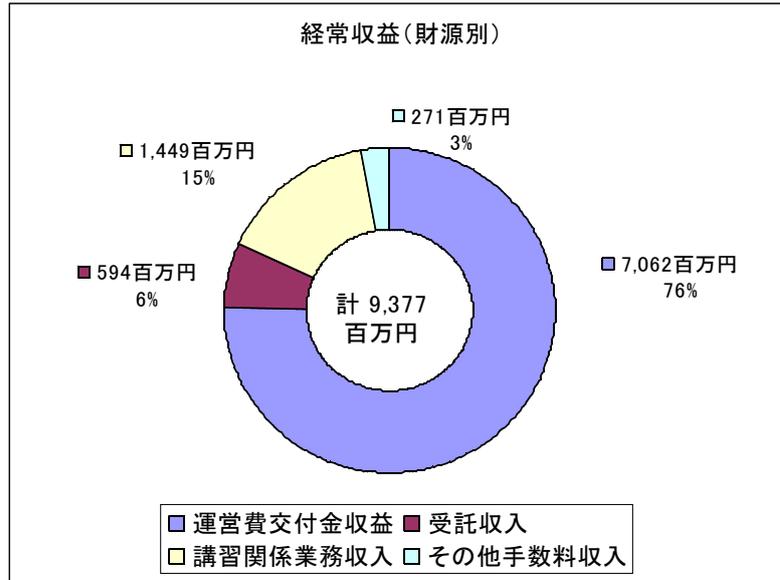
経常収益の内訳は、運営費交付金収益が7,062百万円（経常収益の76%）、受託収入が594百万円（同6%）、講習関係業務収入が1,449百万円（同15%）、手数料等収入が219百万円（同2%）となっている。

運営費交付金が収益全体の76%を占めているが、これは当機構の業務の大部分が法律に基づく規制執行を担っていることによる。

受託収入は、594百万円で前年度比4百万円の減となっている。前年度で終了した受託事業がある一方、今年度新たに受託した事業があり、結果として、受託収入は、ほぼ前年度と同額になっている。

講習関係業務収入は、1,449百万円となっており、前年度比1,016百万円の大幅な増加となっているが、これは、受講者数が5年間で大きく変動するためであり、本年度は受講者が多い年度に当たっていることによる。

なお、講習関係業務は、電気工事士法及び特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく講習受講者からの受講料等、講習関係業務収入のみによって賄っている。



財源構造の推移

(単位：百万円)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
運営費交付金収益	7,743	7,679	7,654	7,612	7,062
受託収入	450	1,635	929	590	594
講習関係業務収入	2,059	1,109	424	433	1,449
手数料等収入	158	210	194	174	219
その他	681	422	12	16	53
経常収益合計	11,092	11,056	9,213	8,825	9,377

(2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明

ア バイオテクノロジー分野

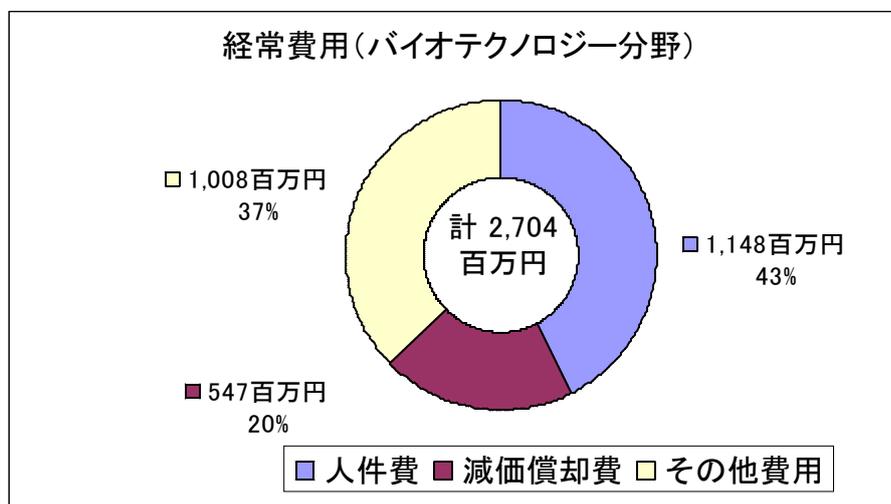
バイオテクノロジー分野では、我が国を代表する微生物を中心とした中核的な生物遺伝資源機関として研究開発や産業上有用な生物遺伝資源を戦略的に収集し、永続的に保存するとともにその提供体制を強化すること等により生物遺伝資源の利用拡大を推進することを目的として、a)生物遺伝資源の戦略的収集・保存・提供、b)国内及びアジア諸国との生物遺伝資源機関ネットワークの構築、c)ゲノム解析等基本的機能の充実と社会的貢献、d)海外資源国との二国間協力体制の構築、e)特許微生物の寄託業務、f)カルタヘナ担保法に基づく立入検査等業務及びカルタヘナ担保法施行に係る調査業務を実施している。

同分野の事業の財源は、運営費交付金2,286百万円(運営費交付金収益及び資産見返交付金戻入の合計、以下同じ。)、自己収入等340百万円となっており、受託収入及び微生物分譲に係る収入により他の分野に比べ自己収入の割合が比較的多い構造となっている。

同分野の事業に要する費用は、2,704百万円で対前年度比7.1%の減

となった。

なお、他の分野に比べ微生物の保存・分譲等に必要な設備機器等を多く抱えており、以下のとおり、他の事業に比べて減価償却費の割合が大きい支出構造となっている。



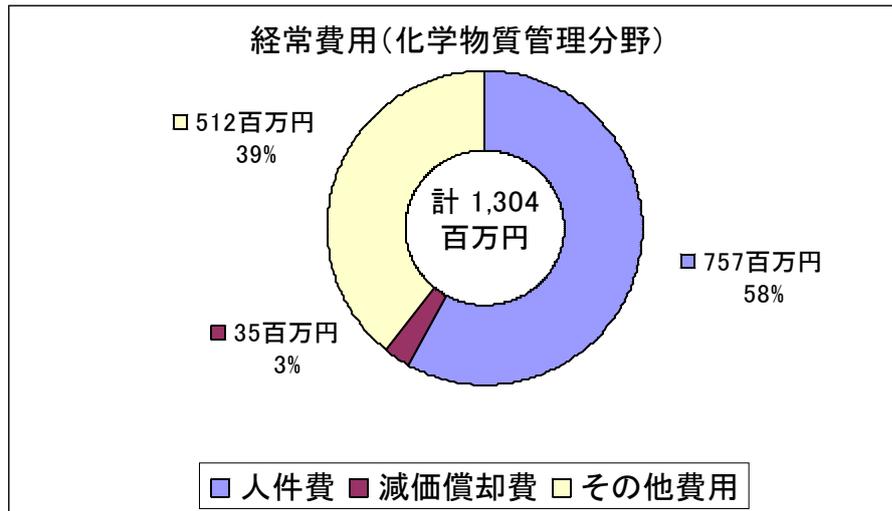
イ 化学物質管理分野

化学物質管理分野では、化学物質に関する国民における安全性に係る理解の深化、事業者による法令への対応と自主管理、国による管理法令の円滑な施行、及びこれら各層における相互理解の促進等に資することを目的として、a)化学物質の有害性等の情報の整備提供、b)化学物質のリスク等に係る相互理解のための情報の整備提供、c)化学物質のリスク評価・管理に係る業務、d)リスク評価手法等の調査と手法開発、e)化学物質審査規制法施行支援、f)化学物質排出把握管理促進法施行支援及び化学物質排出把握管理促進法に関する情報の収集及び解析を実施している。

同分野の事業の財源は、運営費交付金1,037百万円、自己収入等267百万円となっている。なお、自己収入の大部分は受託収入である。

同分野の事業に要する費用は、1,304百万円で対前年度比6.1%の減となった。

なお、費用の内訳は、他の分野に比べ施設・設備等を保有していないため、減価償却費の割合が小さく、その他費用(主に情報システム関係のリース費用)の割合が大きい支出構造となっている。

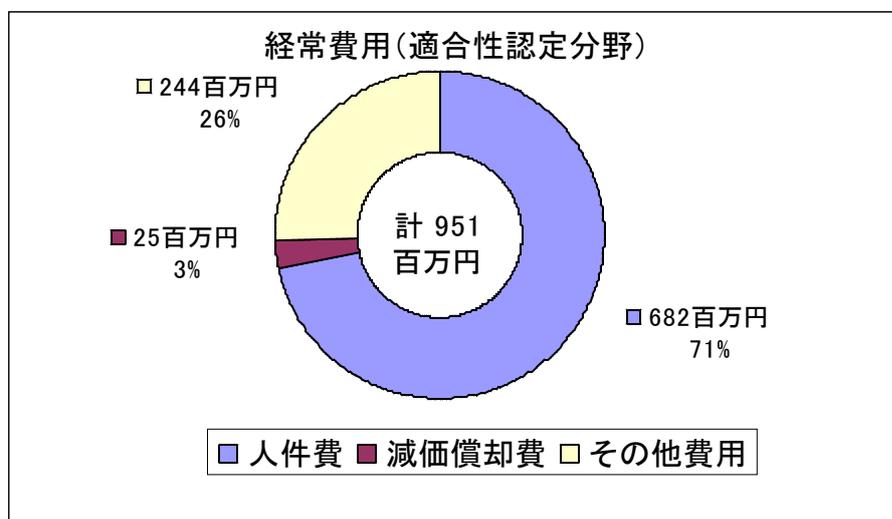


ウ 適合性認定分野

適合性認定分野では、我が国の中核的認定機関として国際相互承認に参加し、国際規格に適合した技術的信頼性の高い認定機関の運営、試験・校正事業者の能力の認定等を着実にを行うとともに、広範な分野における審査員の確保等の基盤整備、内外関係機関との協力・連携活動を先導的に推進することを目的として、a) 国際規格に適合した技術的信頼性の高い認定機関の運営、b) 工業標準化法、計量法等に基づく認定業務、c) 製品安全関係法令等に基づく認証機関の登録のための調査等認定関係業務を実施している。

同分野の事業の財源は、運営費交付金 817 百万円のほか、自己収入等（手数料収入）133 百万円となっている。

なお、同分野の事業に要する費用は、951 百万円で対前年度比 1.6% の減となった。費用の内訳は他の分野に比べ人件費の割合が大きい支出構造となっている。

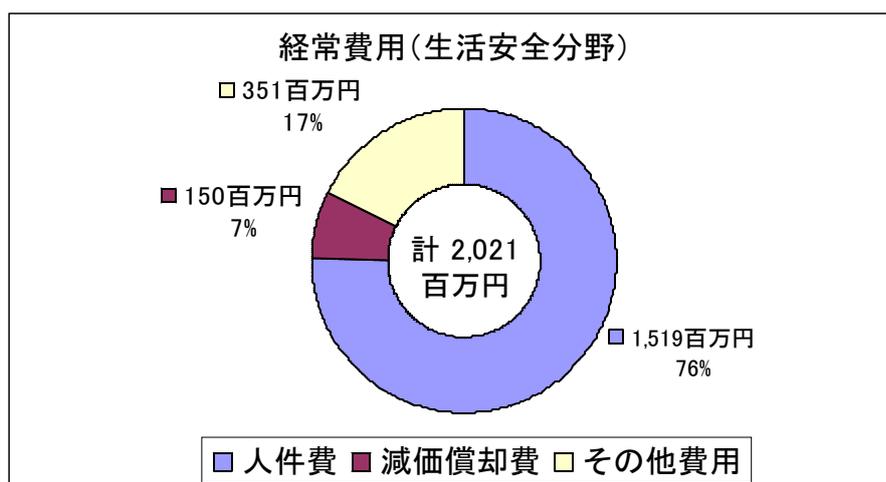


エ 生活安全分野

生活安全分野では、くらしの中で国民が利用する様々な製品の安全性の十分な確保や、そのための技術基盤の整備を図ることを目的として、a)製品の事故に関する情報の収集・調査・分析、原因究明等、b)国内外の関係機関との連携、c)事故の未然・再発防止のための情報提供等、d)製品安全体系の高度化を目指した調査研究、e)高齢者・障害者対応等の分野における標準化、f)製品の安全確保のための標準化、g)人間特性に係る技術的データ等の提供、g)立入検査等及び国際機関による検査の立会い等を実施している。

同分野の事業の財源は、運営費交付金1,904百万円、自己収入等73百万円となっている。なお、自己収入の大部分は受託収入である。

同分野の事業に要する費用は、2,021百万円で前年度に比してほぼ同額となった。これは、製品の事故に関する情報の収集・調査・分析の件数の増に対応しつつ柔軟な人員配置による業務の効率的な実施等によりコストの抑制に努めた結果である。



オ 講習関係業務

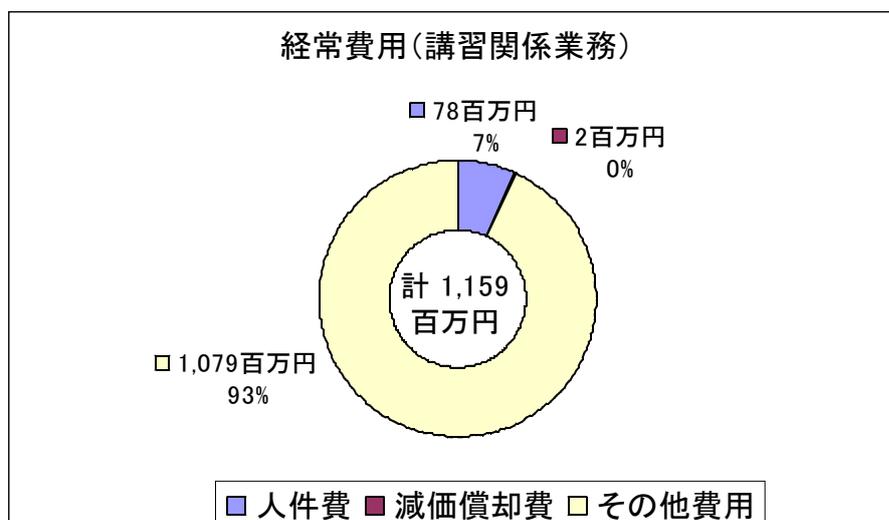
講習関係業務では、電気工事士法に基づく講習関係業務及び特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく講習関係業務を実施している。

同業務の財源は、講習受講者からの受講料等で、同業務はすべて自己収入1,449百万円によって賄われている。

同業務に要する費用は、1,159百万円で対前年度比109.7%の増となった。

平成20年度は1,449百万円の収益を計上しているが、これは、電気工事士法に基づき有資格者が5年毎受講することとなっており、受講者数に5年毎の変動サイクルがあり、本年度は受講者数の多い年に当たっているためであり、5年間トータルでの損益はほぼ均衡する見込みである。

なお、費用の内訳は、その他費用が93%を占めているが、これは主に外部委託による費用である。



6. 当該事業年度の業務の実施状況

6. 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置

A. 共通事項

1. 戦略的な人材育成の推進

機構職員が、「広い視野」と「高い適応能力」をもって、質の高い業務を遂行するため、中長期的な視点に立った戦略的な人材育成を推進した。

(1) 研修、内部教育訓練

【キャリアパスの運用】

- ・19年度設定した11の人材育成コースについて、20年度から職員の希望調査を実施した。
- ・個々の職員の希望調査結果は、キャリアパス人材育成コースに関連する部署で業務経験を積んでいけるよう、人事配置案を職員育成の視点で策定するために活用した。

【職員研修】

- ・20年度職員研修計画に基づき、階層別、分野別等79研修を実施し、延べ438名が受講。

① 階層別職員研修

8研修に、延べ178が受講。

- ・新規職員研修：8名が受講。
- ・中堅職員研修：主任級職員を対象として、「企画力強化研修」等4科目を実施（延

べ76名受講)。主査級職員を対象として、チームリーダースキル向上のための研修を新たに実施(33名受講)。

- ・管理職等研修：次期管理職員候補である専門官級職員に対しマネジメント能力向上のための研修を実施(11名受講)。
- ・管理職員に対し人事評価スキル向上のための研修を実施(50名受講)。

② 分野別研修

機構内外の67研修に、延べ173名が受講。

- ・専門技術の取得等のために、製品安全実務研修など機構独自に16研修を企画・実施した。
- ・化学物質総合評価管理研修、バイオセーフティー技術講習会など各省庁、外部専門機関等が主催する47研修に参加した。また、海外2機関、国内2大学院への長期(6ヶ月以上)の派遣研修に4名が参加。

③ その他の研修

4研修に、延べ87名が受講。

- ・国際会議等に対応するための高度なマンツーマンによる英語研修を実施し、7名が受講。
- ・メンタルヘルスに対応する研修を実施し、管理職員56名が受講。
- ・新規採用職員の早期自立をフォローするメンター職員の研修など2研修を実施し、延べ24名が受講。

④ 機構内部の教育訓練等

各分野で専門知識等を習得するための勉強会・研修会を延べ280回開催。

- ・製品安全分野：R-Map勉強会、技術継承研修会等
- ・化学物質管理分野：リスク評価課勉強会等
- ・適合性認定分野：認定研究会等
- ・バイオテクノロジー分野：微生物の分類学に関する教科書(英文)の輪読会等

(2) 戦略的人材育成

① 人事交流

人材の育成及び活用、機構の組織運営の活性化を図るため、以下の組織と人事交流を行った。

- ・経済産業省に16名(うち3名は併任)、関係機関(新エネルギー・産業技術総合開発機構)へ1名出向している。
- ・経済産業省から9名を受け入れている。
- ・厚生労働省国立食品医薬品衛生研究所から6名を併任で受け入れている。

② 国際会議等への参加

若手職員に、国際会議での発表、意見交換、海外調査等を通じた実務経験を積み、機構職員としての資質を高めるため、30代以下の職員延べ25名を積極的に参加させた。

- ・国際会議：国際消費者製品健康安全機関(ICPHSO)会議、NCSLI注1)会議、OECD化学合同会合、米国微生物学会等

- ・海外機関への調査：タイ及び韓国のBRC関係者との意見交換、台湾經濟部標準檢驗局の製品安全調査等

注1) NCSLI : National Conference of Standards Laboratories International

③ 外部専門家の人材登用

機構内の人材育成では得られない高度の専門性や多様な経験を有する専門家19名を採用し、機構職員の人材育成及び組織の活性化を図った。(バイオテクノロジー分野11名、化学物質管理分野5名、適合性認定分野2名、及び企画管理分野1名)

2. 戦略的な広報の実施

広報の実施に際しては、広報コストの節減にも努めつつ、効率的に以下の広報活動を展開した。

(1) 広報活動・営業活動の推進

① 生活安全分野

- ・消費生活センター、消防機関、工業会等の要請に応じて講師を派遣(164件)。
- ・お茶の水女子大が一般社会人(定員45名)を対象として開講した「製品安全概論－製品安全対策の基礎知識」講座(8/26～12/9、全15回)に機構職員が講師として貢献する等、主婦連合会とともに実施。同講座の映像と資料をDVDに納め、企業450社に配付。
- ・「生活安全ジャーナル(製品安全広報誌)」を読者層(消費者センター相談員)にも配慮しつつ、身近なテーマ選定やより分かりやすい解説を加えたウェブマガジンとして編集し広く提供。

② 適合性認定分野

- ・JCSSの潜在ユーザに対する広報活動の一環として、自動車工業界に対してPRするため、AT International(自動車技術の専門イベント)への出展やセミナーを開催。
- ・強制法規におけるJCSS制度に基づく校正の指定への働きかけを、JAC(日本認定機関協議会)・METI認証課・知的基盤課等の連絡会を通じて継続実施。
- ・標準物質関係で新規事業者(6社)へ訪問活動を実施し、4社が登録。

③ 化学物質管理分野

- ・自治体向けPRTRデータ活用セミナー、経済産業省主催の自治体職員向け化学物質総合管理研修、自治体・事業者向け化学物質管理キャラバンや自治体からの個別講演依頼に応じて、職員を講師派遣(40件)し、ウェブ提供している情報やツールの利用普及を図った。

④ バイオテクノロジー分野

- ・機構から分譲される微生物の利用実態(研究開発や品質管理等)について、ユーザサイド(製薬企業等)の方から、微生物の利用状況と求められる品質に関して実態やご要望等を伺い、更なる品質の向上や品揃えを図りつつ新規顧客先確保の営業活動を展開。

(2) 成果発表会の開催、展示会等への参加

① 生活安全分野

- ・業務報告会を2会場で開催（東京314名、大阪215名）。
- ・全国で開催された計79回の消費生活展等へ、製品安全に関する展示を実施（19年度43回）。
- ・第21回製品安全点検日セミナーを機構（大阪）で開催し、事故再現映像を紹介し注意喚起（TVニュースにて報道）。
- ・第35回国際福祉機器展に国立身体障害者リハビリテーションセンター等の他機関と連携し、「福祉用具の安全安心ゾーン」を企画展示。また、ワークショップも開催（参加者約120名）。

② 適合性認定分野

- ・成果発表会（JCSSの活用と普及のための講演会－JCSS制度開始15周年に当たって－東京254名、大阪105名）を開催し、JCSS各分野の状況やASNITEとの関係、国家計量標準の整備状況の現状と今後の展望を紹介。
- ・国際計量計測展Intermeasure2008（4/23～25 全体来場者約3万人）に出展（JCSSの認知度向上のためスタンプラリーを関係機関・事業者と協力実施）。
- ・計測標準フォーラム合同講演会（11/21 450名参加）を運営。講師2名を派遣し国際技術文書の改正動向、JCSSの審査・検査の不適合事例、中小規模のJCSS認定事業者の現場での取り組み状況を紹介。
- ・航空自衛隊向けJCSSセミナー（11/26 30名参加）を日本電気計器検定所と連携し継続開催。
- ・建築・建材展（3/3～6 全体来場者約15万人）にて出展（JNLA事業者17社の協力を得て試験事業者紹介コーナーを設置。）

③ 化学物質管理分野

- ・成果発表会（参加者350名）を職員発表、来賓特別講演、ポスターセッション、化審法相談コーナー設置等の構成により開催。多数の来場者に成果を報告し、個別業務に関する意見を交換。
- ・ECO-Manufacture2008、エコプロダクツ2008等3件に出展。エコプロダクツ2008展は、生徒、家族連れの訪問が多く、化学物質管理、リスク評価の考え方、CHRIP等についてやさしい解説に工夫、児童向け参加型化学実験も行い、多数の児童等（169名）を含む幅広い層に化学物質管理に関する情報を提供。

④ バイオテクノロジー分野

- ・各生物系の学会誌及び学会へ33件の論文投稿（寄稿含む）や69件のポスター発表により、積極的に事業成果を公表。
- ・微生物資源セミナー開催（10/26 参加者70名）を昨年度（東京開催）に続き、大阪で開催。
- ・日英ワークショップ（10/31）を開催し、ゲノム解析部門が行った分類学や産業利用上重要な放線菌株の全ゲノム解析について紹介。
- ・展示会等へは第7回国際ハイEXPO、Bio Japan 2008等の5件出展。Bio Japan 2008（10/15～17）では、420人に業務を説明。

(3) マスコミを通じた積極的な情報発信

① プレスに18件リリース（19年度：14件）。

（内訳）生活安全分野（製品事故関係）のプレスが最も多く9件、次いでバイオテクノロジー分野が8件、化学物質管理分野が1件。

② 新聞に387件掲載（うち5大紙97件）（19年度：262件（うち5大紙66件））。

（内訳）生活安全分野（製品事故関係）記事が最も多く337件（うち5大紙97件）で、次いで適合性認定分野24件、バイオテクノロジー分野記事が22件、化学物質管理分野4件。

③ テレビ等で81件放送（延べ報道時間：623分）（19年度：56件（延べ時間：339分））。

（内訳）生活安全分野（製品事故関係）の放送が最も多く78件、次いでバイオテクノロジー分野2件、化学物質管理分野1件。

④ 雑誌（寄稿・論文）掲載及び学会発表件数は224件（19年度：190件）。

（内訳）バイオテクノロジー分野が最も多く137件、次いで生活安全分野54件、適合性認定分野23件、化学物質管理分野10件。

(4) 機構の業務全体の理解浸透、支持者・支援者の拡大

① 生活安全分野

- ・NITEスクエアでプレス発表（6回）し、毎回、報道関係者が多数出席し、TV・新聞で報道。
- ・生活・福祉技術センターのトップページのコンテンツを整理し、利用者の利便性の向上に努めた。
- ・事故原因の発生メカニズムの映像を再現実験により8本収録し、TV放映で活用された。併せ展示会や講演会等で同映像を紹介し、事故防止の注意喚起と機構業務を紹介。

② 適合性認定分野

- ・認定センターのトップページのコンテンツを整理し、利用者の利便性の向上に努めた。
- ・業界紙に認定業務の実績を定期的に安価な費用で掲載。

③ 化学物質管理分野

- ・展示会等の不特定の客層に関心を持たれる業務紹介ビデオを作成。
- ・一般向用に作成したサイト（化学物質と上手に付き合うには）をユーザニーズ（字の大きさ、情報量の多さ、表現の難解さ等）を踏まえ、平成21年末を目途に見直し作業中。

④ バイオテクノロジー分野

- ・情報発信機能の強化として、新規に新聞報道機関として日刊工業、化学工業日報記者との情報交換・連絡を活発化。
- ・「かずさの森の微生物教室」（7/23）開催。地元地域の小学生を対象に「かずさの

森の微生物教室」開催

・かずさ地区の見学者数 597名

3. マネジメントの改善

(1) 企画管理機能の強化

各分野の連携による能動的な企画管理機能の強化を図るため、以下の取組を行った。

- ① 限りある資源の制約下において、「国民生活の安全・安心」を核として機構の一体性を向上を図るとともに、社会ニーズに応じた最大限の成果を創出するため、業務の重点化・選択と集中について運営会議、企画委員会等の各種の場で議論を重ね機構としての基本方針を決定した。
- ② 分野横断的なリスク評価・分析手法について体系的な調査検討を行うため「リスクマネジメント勉強会」を設置し、20年度は役員及び各分野職員による勉強会を8回開催した。

(2) 目標管理制度

① 目標管理制度の改善

予算執行管理、目標管理の中間実績、四半期業務進捗報告等と関連づけ、翌年度の予算編成、業務課題等に反映させる仕組み（新しい管理手法）を検討し、従来の業務課題及び課室別業務課題シートに予算及び人員情報、更に業務リスクに対する課題を追加することにより、業務の選択と集中、リスク管理、内部統制、管理会計等を的確に把握ができるよう改善することとした。

② 職務行動評価制度の試行

業績評価と職務行動評価を両輪とした人事評価制度を充実するため、21年度から導入する職務行動評価制度の第3次試行を実施。

- ・19年度の第2次試行結果や職員アンケート調査、国の試行の動向等を踏まえ、本制度の改善を行った。
- ・改善点を反映した改正マニュアル等に基づき、全職員を対象とした説明会を開催し、本制度の周知・徹底を行った。
- ・全ての管理職員を対象とした管理職研修（人事評価研修）を実施し、評価者としての能力の向上を図った。
- ・改善された制度に基づき、第3次試行を実施。
- ・21年度からの職務行動評価制度の導入に向けて、機構規程類の改正等、所要の準備を行った。

(3) 内部統制の強化

① リスク管理活動の推進

独法整理合理化計画の要請事項である『内部統制強化に向けた体制整備』として、組織全体のリスク管理の充実・強化を図った。

- ・20年10月にリスク管理規程を制定、同年11月に「リスク管理委員会」を設

置するとともに、「NITEリスク管理方針」を対外公表した。第2回リスク管理委員会では、リスク発現事例を踏まえ、リスク対策及び再発防止に向けた検討を実施。

- ・機構内に組織全体を統括するリスク管理統括責任者及びリスクマネージャー、各部門にリスク管理責任者及びリスク管理者を配置。
- ・実効性あるリスク管理活動の実現に向け、21年1月に「NITEリスク一覧」をイントラ掲載し、全職員間で情報共有を図るとともに、21年度業務管理シートでリスク管理状況を記載することとした。

② 職員行動指針の策定

内部統制整備の一環として、21年2月に機構職員の行動指針を策定した。本行動指針は、業務サービスを提供する様々なプロセスにおいて、特に重要と思われる職務上の行動指針を取り上げたものであり、機構理事長から、全ての職員にメールを配信し、周知徹底を図った。

(4) アウトカム評価の活用による成果の普及

19年度に引き続き、各部門ごとに取り組み内容の討議を行い、それぞれ以下のアウトカム評価に係る調査を実施。また、新規顧客の開発、ユーザニーズの把握を行い、業務成果の普及に寄与。

① バイオテクノロジー分野

19年度に整備したアウトカム指標を基に、機構職員によるユーザニーズ確認等のアンケート調査、ステイクホルダー、オピニオンリーダーに対するヒアリング調査、データ活用度等確認のための文献調査を実施し、事業の理解度、ユーザニーズの把握、マッチングに努めた。

② 適合性認定分野

18、19年度のJCSS制度、JNLA制度に続き、MLAP制度の社会での使用度、貢献度を確認することを目的として、アンケート調査、ヒアリング調査を実施して指標データの収集を行い、また、その分析結果から制度の課題をより明確にすることにより今後の改善が可能かどうかを見極め、効果的な今後の運営に資する調査とした。
(調査結果の反映は21年度に実施。)

③ 化学物質管理分野

平成19年度アウトカム調査の結果を踏まえ、化学物質排出把握管理促進法の法施行支援については、自治体への問い合わせ対応や講演等の動的支援を強化、継続すると共に、リスク評価、リスクコミュニケーションに関するわかりやすく、現場で使いやすい情報提供を行うため、ウェブサイトの改良を行った。

また、自治体等の講演会や展示会を活用し、事業者の化学物質管理に関する情報ニーズを常に把握することを心がけ、パンフレットやウェブサイト、データベース化学物質総合情報提供システム（CHRIP）の改良の参考とした。

④ 生活安全分野

「製品安全情報マガジン（PSマガジン）」の購読者に対しアンケートを実施してこのツールの国民生活への寄与度を把握し、また、今後のより効果的な情報発信

に反映させるべく改善すべき点の洗い出しを行った。

B. バイオテクノロジー分野

1. 生物遺伝資源に係る情報等の提供業務

(1) 生物遺伝資源の戦略的収集・保存・提供

国際レベルのNBRC（国家生物遺伝資源機関）として、研究開発や産業上有用な微生物の生物遺伝資源を戦略的に収集し、永続的に保存・提供するため、以下の業務を実施。

① 有用機能等の探索源となる微生物の収集・保存・提供

【アジア4ヶ国と二国間による微生物探索プロジェクトを実施。国内外（特にアジア地域）の様々な環境から有用機能等の探索源となる微生物（大量提供用株）を4, 413株収集保存】（第二期累計：16, 143株）

《インドネシア》

- ・スラウェシ島・南スラウェシ州プチャ植物園及びスマトラ島・ランポン州リワ植物園において採集した試料から糸状菌247株、放線菌243株、酵母100株の合計590株を分離・選択し、日本へ移転し保存した。

《ベトナム》

- ・中部のPhong Nha-Ke Bang国立公園において採集した試料から糸状菌477株、放線菌499株の合計976株を分離・選択し、日本へ移転し保存した。
- ・高温菌を含むセルラーゼ生産菌スクリーニングを行った。

《モンゴル》

- ・ホブスゴル県のホブスゴル湖周辺及びバヤンホンゴル県のシャルガルジュート熱泉において採集した試料から糸状菌380株、放線菌395株、細菌569株の合計1, 344株を分離・選択し、日本へ移転し保存した。なお、微生物探索には、日本企業との合同探索を行った。

《国内》

- ・木更津市、豊中市、八丈島などにおいて採集した土壌、海藻等の試料から、総計1, 503株（糸状菌391株、放線菌1, 112株）を分離・選択し保存した。

【大量提供用株の提供】

- ・CBD（生物多様性条約）を遵守した契約により国内企業及び大学に新規4, 621株を含む12, 080株を提供中。

【培養ブロスによる提供】

- ・19年度に引き続きJBIC（化合物等を活用した生物システム制御基盤技術開発）からの依頼を受け、糸状菌1, 169株、放線菌1, 131株等の総計2, 300株を複数の培地を用いて培養し、そのうち8, 422ブロスを提供した。

② 他機関の研究成果である微生物の収集・保存・提供

- ・国内外から微生物株1, 337株を収集し、品質確認し、保存した。内訳として

は、国内外の企業・大学・研究機関から寄託数979株、国内外との交換により117株、アジアの生物遺伝資源機関との共同事業により241株を保存した。

(第二期累計：6,511株、NBRC株累計：23,365株)

- ・微生物の分譲株数は、7,798株であった。
- ・20年度新たに収集した微生物株等を東北支所に移送し、保管管理を行った。

③ DNAクローンの収集・保存・提供

【世界最大規模のヒトタンパク質発現用クローンの提供を開始】

- ・ゲノム解析株のDNAクローンを12,325個収集すると共に、NEDO蛋白質機能解析・活用プロジェクト由来のヒトcDNAクローンを計45,699個を収集(スプライシングバリエーションを12,424個、ヒトタンパク質発現用クローンであるヒトGatewayエントリークローンを33,275個収集)。また、全ゲノムDNAの種類を12種類増加させた。(第二期累計：71,875株)
- ・DNAクローンの提供数は、30,260個であった。

④ 生物遺伝資源の提供体制強化と利用促進

- ・生物遺伝資源の国際的水準の品質を確保するため、18年度に生物遺伝資源部門で認証を取得したISO9001によるマネジメントを実施。

ーマネジメントレビュー(4回/年)、顧客満足度調査(寄託に関するアンケートを実施)、ゲノム情報を活用した品質管理、ユーザーからの問い合わせに対する真摯な対応(1,000件以上)

20年10月に定期審査を受けた結果、指摘事項はなく、継続が認められた。

- ・日本薬局方で用いられる菌株の品質確保のため、国立医薬品食品衛生研究所と共同研究を継続し、菌の種類や培養条件を増やして継代し、菌体内のタンパク質、脂質等を分析することで、菌の品質を確認する方法の検討を行った。
- ・生物遺伝資源の利用実態にあった提供体制の整備などについて、19年度の検討結果を踏まえ、関係者に体制の整備を働きかけるとともに、必要となる技術の開発について、産業界等と連携してさらに検討を進めた。
- ・生物遺伝資源の利用を促進するための普及、啓発活動をして、微生物変異原性試験(BMS)研究会と共同で、Ames試験(復帰突然変異試験)の試験方法および試験検定菌の取り扱いについて講習会を開催した。

(2) 国内及びアジア諸国との生物遺伝資源機関ネットワークの構築

① 国内生物遺伝資源機関とのネットワークの運用

- ・NBRC(国家生物遺伝資源機関)が運営・管理の主体となり、主要4機関のデータを統合したデータベース(JSCC(日本微生物資源学会)オンラインカタログ)を着実に運用した。
- ・参加機関の拡大を図るため、JSCCを活用し、千葉大学、大阪大学、岐阜大学、長崎大学に対して「統合データベース」への参加を要請し、了承を得た。現在、代表機関である千葉大学真菌医学研究センターが登録データを準備中。
- ・「統合データベース」は病原微生物という新たなカテゴリのデータが約13,000株増える。(総収録微生物株数：約56,000株、参加機関：5)

② アジア諸国との生物遺伝資源機関(BRC)ネットワークの運用

- ・ 19年度に公開した日・中・韓・タイによるアジア統合データベース (ABRCN) を着実に運用した。
- ・ 機構が主導するACM (アジアコンソーシアム) において参加メンバーにABRCNへの参加を要請。現在、フィリピンが参加表明しているものの、データの提供は行われていない。この状況は、各国において提供すべきデータの整備が進まない事に起因しているためである。
- ・ これを受け、11月に韓国にて開催した第5回ACMミーティングの場において、各国の技術協力の強化のためのコミュニケーションサイトの作成を優先することとした。
- ・ インドネシアについては 12月に実施した研修におけるBRCの運営に関する講義の中でデータベースの機能と役割について講習会を実施した。

③ GBRCN枠組み構築への貢献

- ・ OECDが提唱する国際的な生物遺伝資源機関ネットワーク (GBRCN) の枠組み構築活動 (OECDのBRCタスクフォース) は、19年、BRC運営のためのガイドラインを発行し、その活動を終了した。
- ・ 20年8月に開催された世界微生物株保存連盟 (WFCC) 主催の「カルチャーコレクションからBRCへの変換に直面して」というシンポジウムで機構職員が座長を務め、歴史的経緯、ベストプラクティスガイドラインの内容、品質管理と安全性への対応の必要性、ネットワーク技術とグローバルBRCネットワーク構想の普及に貢献した。

④ データベース等の充実と情報等の利用促進

- ・ 新たに保存された微生物をカタログに追加すると共に、解析されたゲノム情報をデータベースに追加し整備・充実を行った。
- ・ 広報活動の業務実績は、『A. 2. 戦略的な広報の実施』に別掲した。

(3) ゲノム解析等基本的機能の充実と社会的貢献

【機構が保有する微生物株のゲノム解析】

生物遺伝資源に関する情報を整備し、付加価値を高めて利活用を促進するため、NBRC (国家生物遺伝資源機関) が収集・保存した微生物株の中から、分類上の基幹となるもの (a. 系統分類上の基準となる株、b. 潜在的な利用価値の高い分類群の標準株) を選定し、大学、企業等の共同事業先等と協力し、ゲノム解析 (塩基配列の決定、遺伝子領域・機能の推定、遺伝子の発現解析等) 及びそれらの情報整備を行った。

- ・ 塩基配列の決定は、19年度から共同事業により解析を行ってきた黒麹菌、低分子リグニン分解菌等NBRC株7菌について塩基配列決定を完了した (総ゲノムサイズとしては、当初計画の5菌相当)。さらに新たに5菌の解析に着手した。
- ・ 遺伝子領域・機能の推定、遺伝子の発現解析は、鉄腐食古細菌2株、放線菌 (医薬品等として有望な様々な代謝産物を生産する。) 2種、ヤマトシジミの消化管から分離された細菌を含む8菌の遺伝子領域・機能の推定を完了した。

- ・特に鉄腐食古細菌 2 株については、NBRCで単離した石油備蓄タンクの鉄腐食を促進させる微生物であり、鉄腐食条件で発現するタンパク質のプロテオーム解析を実施し、さらに鉄腐食に関わるタンパク質を単離し、鉄腐食能の評価を行った。これらの結果に基づき、鉄腐食能に関連する遺伝子群の特定と腐食メカニズムのモデルの提唱を行った。また、得られた知見を元に鉄腐食に関する特許を出願した。
- ・ゲノム解析情報の整備としては、系統分類上の基準となる株として、ジェマティモナス門からのはじめての分離培養菌のデータを公開した。また、潜在的な利用価値の高い分類群の標準株として、有機溶媒耐性ロドコッカス属細菌 2 種、プレビバチラス属細菌のデータ公開を行った。

【社会的・政策的に価値の高い微生物のゲノム解析】

- ・感染研から提供された07/08シーズン及び08/09シーズンのヒトインフルエンザウイルス分離株 7 1 2 株の遺伝子（NA遺伝子、M遺伝子）について塩基配列解析を行い、その配列データを取りまとめた。また、タミフル耐性インフルエンザウイルスの緊急サーベイランスに協力するため、08/09シーズンのA/H1N1型ウイルス 6 7 4 株の遺伝子解析を迅速に実施した。
- ・これらの成果は、WHOのインフルエンザワクチン選定会議や、インフルエンザ薬耐性株サーベイランスネットワーク会議へ資料として提供され、流行株の正確な予測や薬剤耐性株の監視体制の強化などに役立てられた。

【糸状菌DNA塩基配列データベース】

- ・NBRCが保有する糸状菌 7, 0 6 0 株のD1D2+ITSの塩基配列情報の取得を完了した。
- ・シーケンスデータの配列の評価を行い、NBRC株に分子系統解析情報として付加するとともに、その評価を受けた配列データにより、分子系統解析及び簡易同定のための評価系を確立した。
- ・外部公開用のDBの基本設計を完了した。

(4) 海外資源国との二国間協力体制の構築

【二国間協力における共同事業の実施】

アジア 4 ヶ国と二国間による微生物探索プロジェクトを実施。これらの利益配分の一貫として各国にてワークショップを開催し、海外資源国との連携を強化した。

なお、生物遺伝資源の収集実績等微生物探索プロジェクトの事業成果は、『B. 1.

(1)①有用機能等の探索源となる微生物の収集・保存の提供』に前掲した。

《インドネシア》

- ・6年間に亘る技術協力（微生物の分離・同定法等）に係る報告書を作成するとともに、21年度以降は保有株の維持管理を中心とした技術支援を実施予定。
- ・7月4～5日に第8回ワークショップ「BRC間のネットワークのあり方」を開催。共同事業先以外からの参加者も含めて99名が参加。BRC間の協力の重要性を認識し、その協力形態を議論した。
- ・10～12月にかけてインドネシア微生物探索プロジェクトのメンバー3名を招聘し、共同事業・技術移転を実施した。

《ベトナム》

- ・微生物の分類学、生態学に関する技術協力に加え、ベトナム側の要望を受け、バイオマスに活用できる微生物（糸状菌）の探索を開始。
- ・11月4～5日に第6回ワークショップ「放線菌の生産する生理活性物質の探索」を開催、共同事業先以外からの参加者も含めて20名が参加。微生物の生産する代謝産物の同定手法に関する能力構築を行った。
- ・1～3月にかけてベトナム微生物探索プロジェクトのメンバー2名を招聘して機構で共同事業を実施した。《モンゴル》
- ・日本企業の要望により遊牧民のゲルを訪問して乳製品を得る等、企業による収集活動を強化。特に一度に多彩な環境（熱泉・塩湖等）で探索を行い、企業の評価は高い。
- ・9～11月にかけてプロジェクトのメンバー2名を招聘するとともに、微生物の同定に関する能力構築を行った。
- ・モンゴルと1月に包括的覚書（MOU）及び3月に共同事業契約（PA）の継続の協議を行い締結した。

《タイ》

- ・発酵食品由来の乳酸菌に関して分離・同定法等の技術協力を実施。
- ・共同事業契約（PA2）に基づき、BIOTECから酵母・糸状菌を受け入れると共に、3名の研究者を招聘し機構で共同事業を実施中。

《中国》

- ・BRC間で、コレクション交換を実施。

【新たな二国間協力体制の構築】

- ・ブルネイ王国産業一次資源省（MIPR）との間でボルネオの熱帯雨林の微生物探索と利用に関する包括的覚書（MOU）を7月に締結した。
- ・オーストラリア海洋科学研究所（AIMS）との共同事業については協議中。

【マルチラテラルモデルの検討】

- ・アジア地域内の統ルールを目指すため、ACMのタスクフォース（日本・韓国・タイ）において、BRCを基軸にした微生物移動管理「MMT」に関する機構案を基に、タスクフォース案を取りまとめた。
- ・この案をACM-5に提案して概ね合意を得られたことから、同タスクフォースによる最終案作成を開始した。

【生物多様性条約締約国会議（COP）への対応】

- ・第9回生物多様性条約締約国会議（COP9）に参加し、その動向を把握するとともに、EUにおけるCBDに対応した微生物の移動に関する取り決めについて、その動向を調査した。
- ・CBD-ABSの専門家会合に日本政府の推薦を受け、専門家として参加し、遺伝資源の生息域外保全機関の重要性を主張した。
- ・機構がアジア各国と実施している生物多様性条約におけるアクセスと利益配分（ABS）に則った共同事業の実例とノウハウや、アジアコンソーシアムで取り組んでいるBRCを介した微生物移動管理に関する新たなシステムについて、COP10で

どのように戦略的に情報公開するか、経済産業省に報告するとともに、バイオインダストリー協会（JBA）に紹介し、意見交換を行った。

【その他対応】

- ・ 機構（かずさ）に来訪した国内外の政府機関、大学、企業、プレス等の担当者、研究者に対して、機構の微生物探索プロジェクトの取り組みを紹介し、理解を得た。
 - － インドネシア農業省(8/29)、カンボジア環境省（12/11CBDビューローメンバー）
 - － JICA、JST
 - － キッコーマン、グリコ乳業、協和ハイフーズ
 - － 水産大、明治学院大
 - － 日経新聞、朝日新聞等
- ・ METI－JBA主催のCBD－ABSオープンセミナー(11/13)で、機構の海外微生物探索プロジェクトの取り組みを紹介し、理解と支持を得た。

(5) 特許微生物の寄託業務

【特許微生物の寄託等事業の実施】

- ・ 19年度に引き続き、知名度向上や特許寄託制度への理解を深めることを目的にパンフレット等の配布、イベントへの参加、企業等への出張説明（大学22、企業7、公設試4）、機構ホームページのリニューアル等の広報活動を積極的に展開した。
- ・ 220件（前年比約8%増）を受領。特許微生物の寄託・分譲、積極的な広報活動、東北支所へのバックアップ等特許微生物寄託事業を的確に実施した。（総保管数は587件）
- ・ 19年度に寄託を取り下げられた微生物のうち、7株が機構に譲渡され、NBRC（国家生物遺伝資源機関）からの一般分譲を準備中。

【寄託者の負担軽減について】

- ・ 寄託者への負担軽減の一環として、寄託サンプル数削減を検討し、世界知的所有権機関（WIPO）の手続を経てサンプル数を削減した。（微生物：20本→10本、動物細胞・受精卵：20本→12本）
- ・ ダイレクトメール1,200通をユーザー等関係者に郵送し、サンプル数削減について周知を行った。

2. カルタヘナ担保法関係業務

(1) カルタヘナ担保法に基づく立入検査業務

カルタヘナ担保法に基づく立入検査等は、経済産業大臣からの指示がなかったため20年度は実施していない。

(2) カルタヘナ担保法施行に係る調査業務

- ・ 20年度は、遺伝子組換え生物等の鉱工業利用事業所からの漏洩事故を想定し、製造工程から排水環境へ漏洩した遺伝子組換え微生物の収去・検査のための技術調査を実施した。
- ・ カルタヘナ法の迅速かつ適正な執行に貢献するため、調査結果をもとに、「遺伝子組換え微生物の収去・検査マニュアル（案）」を作成し、検証実験により検出技術の有効性を確認した。
- ・ 技術調査については、学識経験者からのアドバイスを得るため、「遺伝子組換え生物等の検出技術検討委員会」（3回開催）において、意見を求めた後、調査を実施し、その結果を報告書にとりまとめ、経済産業省に報告した。

C. 化学物質管理分野

1. 化学物質総合管理情報の整備・提供関係業務

(1) 化学物質の有害性等の情報の整備提供

化学物質総合情報提供システム（CHRIP^{注1}）は、規制物質情報のデータ更新、システム改良等によって、月平均約68万ページ（年822万ページ）のアクセスがあり、前年比約22%増となった。

GHS^{注2}分類結果については、海外からの要望に応えた関係省庁連絡会議による分類の英語版の整備、経済産業省による再分類結果の掲載等によって月平均約9万7千ページのアクセスがあり、前年比約37%増となった。

業界団体や自治体主催の講習会などへの講師の派遣、展示会等での実演などによりCHRIPの普及を図るとともに、CHRIPに寄せられた質問や意見（約200件）に迅速に対応した。

CHRIPの利用に関しては、19年度に実施した機構のアウトカム調査では、事業者、自治体等利用者の満足度90%、経済産業省の実施した化学物質安全情報基盤整備に関するアンケート調査では、参照する安全性情報の第1位といった高い支持を得た。

^{注1} 「化学物質総合情報提供システム」の英語名称「Chemical RiskInformation Platform」の略で、機構の登録商標。

^{注2} : Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals（化学品の分類および表示に関する世界調和システム）の略で2003年に国際連合から勧告されたシステム

- ① 第一期に収集整備した約4,000物質の法規制情報や有害性情報等について維持更新を行った。
- ② 18年度及び19年度に新たに優先整備物質とした約400物質に、20年度に優先整備物質選定条件に合致した約200物質を追加した約600物質について、構造式、物理化学性状、法規制情報などの整備を行った。

19年度までに整備した800物質の法規制情報や有害性情報などの維持更新を行った。

また、新たに化学物質管理法令の対象となった物質等について調査を行い、21年度の優先整備リストを策定した。

- ③ 用途情報約2,600件、有害性評価書情報28件及びそのまとめシート35件、METI毒性試験結果13件、初期リスク評価結果55件等を継続して整備した。また、化管法施行令改正に伴い、政令番号の変更、規制物質情報の追加など新たに指定された対象物質の情報を迅速に追加したほか、REACH^{注3)}の高懸念物質(SVHC)候補リストを追加した。

GHSについては、海外からの要望に応じて関係省庁連絡会議による分類の英語版を整備するとともに、経済産業省による再分類結果や厚生労働省による新たな分類結果の情報を追加した。

^{注3)}Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicalsの略で、2007年6月1日からスタートした、欧州における化学物質の総合的な管理制度。SVHCは、Substances of Very High Concerns の略で、残留性、蓄積性等の懸念がある物質。

- ④ 国際的に化学物質の有害性情報を共有するOECDのHPVグローバルポータルサイトであるeChemPortalのデータベース整備に積極的に参加。

19年度に引き続き、日本が保有する有害性データに関する情報を提供した。

- ⑤ 化学物質管理の専門家として、機構職員が、20年11月にパリで開催されたOECDの第43回化学品合同会合に出席。国際的な化学物質総合管理情報の情報収集、各国専門家との意見交換を行った。

- ⑥ ユーザーの利便性の向上を図るため、機構ホームページ上でwebアンケートを常時実施し、ユーザーから約80件の要望を得た。

19年度から回答が多かった要望を踏まえ、タイムアウト時間の延長や検索ボタンの位置の変更など検索機能の改良を行うとともに、用途情報の追加や化学式の見直しなどの情報整備を行った。

- ⑦ 業務システム最適化計画に基づいたNITE-LANに統合したハードウェアシステムでのデータ提供環境を維持するためにCHRIPのプログラム改修を実施中。(21年10月公開予定)

(2) 化学物質のリスク等に係る相互理解のための情報の整備提供

- ① 19年度の調査結果から、事業者・自治体のニーズは、リスクコミュニケーションの事例や簡易なリスク評価手法に関する情報であることが明らかとなったため、リスクコミュニケーションの国内事例を最新の情報に更新したほか、リスク評価体験ツールの使い易さの向上など、ホームページのコンテンツを整備した。

また、国民の化学物質管理に対する関心を醸成するため「身近な化学物質シリーズ」に「防除剤(家庭用)」を新たに追加し、消費生活センターなど、行政において国民の窓口となる組織に対する情報提供を行った。(冊子の配布は21年4月)

講演会における調査、機構のアウトカム調査などを通じて、関係者のニーズを調査し、その結果を踏まえてホームページ「化学物質と上手につきあうには」を改良した。

- ② 自治体職員向けの情報提供としてPRTRデータ活用セミナーを開催し、当センター

のホームページから提供しているリスク評価体験ツール、大気中濃度マップなどを活用した簡易なリスク評価手法の提案及び実習、環境省が提供している支援ツールやファクトシートなどの情報の提供を環境省関係機関である（社）環境情報科学センターと連携して行った（28都県市が参加）。また、自治体等が主催する講演や研修等への講師派遣（25回）及びパンフレット「化学物質のリスク評価について」を配布（約4,000部）するなど、事業者向けにPRTRデータに基づくリスクコミュニケーションのあり方に関する情報提供を行った。

また、国民への情報提供として、展示会への出展や自治体等の主催する国民向けの講演会等への講師派遣（2回）、これらの会合等への参加者に対する「身近な化学物質シリーズ」の配布（約4,000冊）などを通じて、化学物質管理に関するわかり易い情報提供を行った。

2. 化学物質のリスク評価・管理に係る業務

(1) 化学物質のリスク評価等

①-1 化学物質審査規制法(化審法)監視化学物質のリスク評価等

- ・19年度に引き続き、化審法改正の議論を踏まえながら同法の監視化学物質のリスク評価スキーム構築のため、以下の検討項目を中心に残された課題検討や改良検討を行った。
 - a) 政策判断者へのリスク評価結果の提示方法（評価結果の信頼性の表現方法を含む）
 - b) 暴露評価手法の改良
 - c) 変異原性に係るスクリーニング毒性試験結果の取扱い
 - d) 物理化学的性状データ補完のためのQSAR等予測手法の適用基準
 - e) 混合物、金属化合物などの特殊な物質の暴露・リスク評価手法
- ・有害性、暴露・リスクの専門家の意見も踏まえ、これまでの3年間の検討結果としてリスク評価スキームを構築し、技術ガイダンスとして文書化した。
- ・リスク評価スキームに基づき、製造輸入量が1t以上の監視化学物質約480物質を対象にリスク評価を試行した。うち19物質については、より詳細に評価を実施。
- ・化審法改正への利用のため、新規化学物質の製造輸入量の限界値設定や特定の物質の特定の用途での利用可能性について検討した。

①-2 化学物質排出把握管理促進法(化管法)対象物質のリスク評価等

化管法対象物質等150物質の初期リスク評価結果^{注4)}について、最新のPRTRデータに基づく大気中濃度の推計値及びモニタリングデータを用いてヒトの健康リスクについてフォローアップを行った。

また、20年度は50物質の初期リスク評価書をWebサイトから公開し、これにより全ての物質の初期リスク評価書と関連情報の公開が終了した。

^{注4)} 13年～18年度にかけ化管法対象物質等150物質について行った初期リスク評価の結果。評価結果は初期リスク評価書として取りまとめた。

② 化学物質関係のネット公開情報等（事故、海外規制情報、モニタリング情報など）

を入手、整理するとともに、関係する各種学会（日本環境化学会、日本リスク研究学会等）に参加して情報収集を行った。また、特定の物質について、新たな有害性の知見が得られ、その安全性について内閣府食品安全委員会等での議論が開始されたことから、これについて情報収集するとともに、機構内外の有害性の専門家とも意見交換を行った。

なお、リスクが直ちに懸念されると判断された物質はなかったため、改めて暴露評価、リスク評価等を行わなかった。

- ③ 監視化学物質のリスク評価等への利用のため、製造・輸入量、用途等監視化学物質に関する非公開情報等を最新のものに更新、整備するとともに、物理化学的性状データは整備済みデータの信頼性を精査した。

更に、今後のデータ整備の効率化のためデータ整備フォームのフォーマット化を行い、また、データベースソフトを活用してデータの体系化をより推進し、リスク評価等の実施の効率化を図った。

(2) リスク評価手法等の調査と手法開発

① 用途分類と排出係数一覧表

環境媒体中への化学物質の排出量予測への利用を目指し、19年度に作成した用途分類と用途別排出係数一覧表の精度向上を行った。

- ・事業者へのアンケート調査結果を踏まえ、新たな用途分類の追加や分類名の変更を行うとともに、製造、使用実態に即した用途分類に改良した。
- ・最新のPRTRデータ等の解析による排出係数や、OECD等の情報を利用するなどして用途別排出係数一覧表を改良した。
- ・用途別排出係数一覧表を利用した排出量予測手法の検討のため、化審法監視化学物質のリスク評価を試行した。

② 消費者製品のリスク評価手法

- ・19年度に作成した「GHS表示のための消費者製品のリスク評価手法のガイダンス」及び同ガイダンスに基づく暴露量推計を簡易に行うための計算システムをWebサイトから公開した。
- ・19年度に引き続き、生活・行動パターン情報調査事業を実施し、インターネットを利用したアンケート調査を行い、窓開け時間等の換気行動、芳香剤や防虫剤等の直接暴露に関する消費者製品の使用状況等のデータを取得、解析し、室内暴露、リスク評価に必要な基盤情報(暴露係数)として整備した。

3. 化学物質審査規制法関係業務

(1) 化学物質審査規制法施行支援業務

① 新規化学物質の事前審査等

- ・新規化学物質の審査等に関する技術的事項について、事業者からの問い合わせに対応した（321件）。
- ・分解性、蓄積性等試験データ等の精査について、届出事業者の事前ヒアリングを実施（461件）。

- ・ 3省共同化学物質情報基盤システム（3省DB）などを活用した審査に関連する各種調査結果を整理し、3省合同審議会関連資料の作成・提出・資料説明等を行った（470件）。
- ・ 審査が終了した新規化学物質及び規制対象となった既存化学物質について、官報公示名称原案を作成し、3省へ提出した（341件）。
- ・ 18～19年に届出された新規化学物質について、官報公示名称原案の届出者への確認及び名称案の変更を行い、官報公示名称案を3省へ提出した（203件）
- ・ 新規化学物質について、試験報告書等届出資料を受理した。
- ・ 少量新規化学物質製造等申出書の内容確認（名称・構造式など）等を行った（22,405件）。
- ・ 中間物等の申出書類確認作業について、経済産業省と協議し、事業者ヒアリングを廃止するなど一層の効率化を図った。また、過去の間接物等の申出内容等のDB化を推進し、過去データ活用の環境整備を推進。このDBは、立入検査への活用性も高いため、経済産業省にも提供。確認件数は、249件（修正案件21件含む。）、4000項目を超える問題点を指摘。
- ・ 既存化学物質の安全性点検結果について、分解性・濃縮性に関する試験データ（21件）の精査を行った。
- ・ 化審法に基づき提出された有害性情報報告についてデータ整理を行った（120件）。
- ・ 既存化学物質及び審査が終了し公示された新規化学物質について、CAS番号対応の適切性の確認（約32,000件）の組み合わせを確認し、約25,000件（CASベース）について確定した。
- ・ GLP適合確認申請のあった試験施設について、書面審査、現地査察、報告書（案）の作成等を行った。

		20年度	19年度	18年度	17年度
①事前相談		321件	589件	795件	913件
②事前ヒアリング		461件	498件	395件	330件
③審議会資料作成等		470件	447件	364件	299件
内、低生産量 ^{注5}		181件	147件	134件	194件
④官報公示名称 原案作成	経済省	新規138件 既存 0件	新規337件 既存 50件	新規182件 既存 49件	新規188件 既存 3件
	厚労省	新規99件 既存 0件	新規194件 既存 15件	新規148件 既存 28件	新規196件 既存 17件
	環境省	新規104件 既存 0件	新規191件 既存 50件	新規158件 既存 47件	新規196件 既存 41件
⑤官報公示名称 案作成	経済省	0件	104件	104件	161件
	厚労省	99件	194件	148件	196件

環 境 省	104件	203件	158件	196件
⑥少量新規化学物質 ^{注6)}	22,405件	21,390件	19,954件	17,048件
⑦中間物等 ^{注7)}	249件	228件	195件	187件
⑧既存化学物質の安全性点検				
分解性	9件	31件	29件	24件
蓄積性	12件	22件	26件	23件
(内容確認)				
⑨有害性情報の報告	120件	179件	49件	75件
⑩GLP適合確認 ^{注8)}	3件	3件	5件	6件

^{注5)} 法改正により16年度から新たな業務となった。

^{注6)} 申出書の内容確認(名称、構造式等)を行った。法改正に伴い実施した、オニウム塩に係る確認を含む。

^{注7)} 法改正により16年度から新たな業務となった。中間物、閉鎖系等用途、輸出専用品の申出書の内容(名称、構造式等)を確認するとともに、経済産業省での内部検討会及び3省合同ヒアリングに参加した。20年度からヒアリングを廃止。

^{注8)} Good Laboratory Practice、優良試験所基準。化学物質の各種安全性試験の信頼性を確保する手段として、OECDにおいて1981年に採択された。化学物質審査規制法では、昭和59年3月に導入し、12年3月に改正した。

② 監視化学物質の製造、用途、使用形態等の情報の整備等を行い、経済産業省にそれらを提供した。

また、経済産業省が実施した化学物質の製造・輸入量実態調査について、電子媒体での報告フォーム作成、事業者からの質疑応答、開封・受付、記載内容の穴埋め及び確認、速報用集計を、前回調査時より5人少ない9人で効率的に実施した。

③ J-CHECK^{注9)}により、JAPANチャレンジプログラム^{注10)}で得られたデータ等を初めて公開するとともに、化学物質の審査シート公開のための改良を行った。J-CHECKのアクセス件数は、月平均約20万ページ。また、J-CHECK(英語版)開発の仕様書作成等を行い、21年度から開発予定。

分解性、蓄積性、生体毒性に係る既存点検試験報告書公開のため、報告書の修正等を行うとともに、20年度に届出された新規化学物質データ、中間物申出に係るデータ等を入力した。また、試験報告書等について適切に保管した。

^{注9)} 化審法に係る化学物質の安全性情報等を広く国民に発信するために作成したデータベース。

^{注10)} 官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラムの通称。産業界と国が連携して、既存化学物質の安全性情報の収集を加速化し、化学物質の安全性について広く国民に情報発信するプログラム。

④ 化審法既存化学物質数百物質の蓄積性試験データを整理・解析し、カテゴリー化の検討を行い、その結果を構造活性相関委員会(9月、12月、3月計3回開催)で議論した。その結果、既存化学物質の主要部分についてのカテゴリー化ができ、これらを報告書としてまとめるとともに、評価スキームへの適用の検討を行った。

- ・「構造活性相関手法による有害性評価手法開発」事業について、毒性試験報告書や作用機序情報等の収集・整理・解析を行うとともに、毒性知識情報データベースや有害性評価支援システム開発の検討を行った。また、外部有識者からなる研究開発推進委員会を2回開催し、これらの研究開発の進捗について報告し議論した。
 - ・化学物質審議会において、新規化学物質204件、既存化学物質17件についての分解性、蓄積性に係るQSAR予測結果を報告した。
- ⑤ 次の国際会議等に参加し、技術支援、情報収集等を行った。
- ・新規TF会合：

対処方針（案）等の作成・経済産業省へ提出、MAN／パラレルプロセスにより化審法で初めて届出される可能性がある海外事業者への事前送付質問案の作成・経済産業省へ提出するなど、3省と連携しつつ対応した。
 - ・GLP会合：

GLP作業部会会合への対処方針（案）に対するコメント案作成・経済産業省へ提出した。GLP作業部会の書面提案に対するコメント案作成・経済産業省へ提出（厚労省経由でOECD事務局へ提出）した。
 - ・OECD会合：

OECD Global Portal (P2)へ今後開発予定のJ-CHECK（英語版）を対応させるためのディスカッションをOECD事務局と行った。
- ⑥ 経済産業省と連携し、化学物質審査規制法関連のお知らせ7件をホームページに掲載した。当該ホームページへのアクセス数は、月平均約5万7千ページであった。（19年度実績約5万1千ページ）
- また、新規化学物質の審査等に関する技術的事項について、事業者からの問い合わせへ対応した（321件）。

(2) 立入検査等

経済産業大臣の指示を受けて、3省の担当官と共に、中間物／閉鎖系用途の確認に係る事業所に対して立入検査を40件実施した。その結果、167項目の問題点を指摘し、経済産業省へ報告。この報告を踏まえ、経済産業省で問題点の対処方針の検討・事業者への改善要求をし、立入検査後の法令遵守の向上が図られている。

4. 化学物質排出把握管理促進法関係業務

(1) 化学物質排出把握管理促進法施行支援

- ① 化学物質排出把握管理促進法（化管法）に基づく届出の集計処理業務を以下のとおり実施した。
- ・化学物質排出把握管理促進法における電子計算機システムの運用、維持・管理を行うとともに、届け出られたデータについて、データの確認及び必要な電子化等を行いファイル記録システムに入力した。
 - ・届出データを集計し、別途提供される裾切り推計及び非点源推計結果を併せ公表用データ等を作成した。

- ・ 20年度の届出件数は、40,725件（19年度届出件数40,980件）であった。このうち、電子届出は、届出システム等の改良、電子届出の普及・啓発活動などにより、全体の約43%（17,673件）となり19年度から約8%増加した。
 - ・ 20年度は、電子届出についてシステムによるチェック機能を充実したため、人によるチェックがほとんど必要なくなり、届出データの処理の効率化が図られた。
 - ・ 自治体における届出内容確認の効率化・高度化のため、機構で行った事業者への照会内容をまとめた冊子「PRTR届出の照会・修正事例」を作成し、各自治体へ配付した。
 - ・ 電子届出システム等については、20年11月21日に化管法改正政令が公布され、23年度から改正政令に基づく届出が開始されることから、改正政令に対応した大幅な改修を行うこととして検討を開始した。
- ② 化管法に係る普及啓発、事業者の自主管理の支援等のため、以下のような取組を行った。
- 1) 問い合わせ対応、講師派遣による普及・啓発
 化管法に関する事業者等の問い合わせ201件に対応するとともに、自治体PRT R担当者会議等14件に講師を派遣した。また、化管法に関する質問等を取りまとめた化管法Q & Aを執筆・編集した。
 - 2) 化学物質総合管理システムによる化管法関連情報のホームページを迅速に更新し、常に最新の情報を提供 するよう努めた。日本語版のアクセス数は、以下のとおり19年度に比べて約14%増加した。

	20年度	19年度	18年度	17年度
日本語版	160	140	160	132
英語版	10	8	8	8

(千ページ/月)

また、PRTR届出データの個別事業所データについては従来、開示請求により提供されていたが、20年度からは集計結果の公表と同時に公表されることとなったため、過去のデータも含めて掲載した。

(2) 化学物質排出把握管理促進法に関する情報の収集及び解析

① 国内外の情報情報収集整理

- 1) 20年11月21日に化管法の改正政令が公布され、新たに218物質が追加されたが、追加候補物質の名称について、CAS番号、構造式、英語名称等について全てチェックを行い経済産業省、環境省へ名称案への意見を提出した。特に物質の特定に問題が発生する恐れのある17物質のうち、既存の法令に名称の定めのない10物質については機構からの意見を元に修正された。

2) 国際会議等への対応

PRTRタスクフォース会合（3月）について、我が国のPRTRの実施状況について

の発表資料を作成するとともに、会合に参加し、海外のPRTR制度の動向に係る情報収集及び我が国のPRTRに関する情報を提供した。

3) PRTR対象物質取扱量実態調査

19年度に引き続き、化管法に基づくPRTR対象物質を取扱っている事業者を対象とした取扱量等の実態調査を実施した。50,000事業者に調査票を送付し、約16,700事業者から回答を得た。

また、本調査データは、従来から裾切り以下の事業者からの排出量の推計の基礎データとして活用されているが、20年度は、19年度の調査データとPRTRデータと関連づけを行い精査したデータを作成し提供したため、推計精度の向上が図られた。

② 情報の収集解析

- ・国で推計を行っている届出外排出量の推計値について、19年度までに公表された推計値と届出データの比較解析を行い、塩化メチレン等の問題を裾切り推計委員会へ報告した結果、20年度の推計から推計する項目の用途を追加して推計をすることとなり、推計精度の向上が図られた。
- ・さらに、届け出対象の裾切り基準値が変更された以降の最新4年間のPRTR届出状況についての推移を整理、取りまとめ、報告書として公表した。この結果については講演会等で積極的に公表した。

5. 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律関係業務

(1) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（以下「化学兵器禁止法」という。）第30条第5項に基づく国際機関による検査等の立会い業務（オンサイト分析を含む。）については、件数が倍増する中、同条第6項に基づく経済産業大臣の指示に従って的確に実施し、その結果を速やかに経済産業大臣に報告した。

20年度実績：20件（内オンサイト分析および対抗分析を伴うもの1件：19年度実績：11件）

(2) 化学兵器禁止法第33条第4項に基づく立入検査等については、同条第5項に基づく経済産業大臣の指示に従って的確に実施し、その結果を速やかに経済産業大臣に報告した。

20年度実績：29件（19年度実績：29件）

(3) 上記の立会い業務及び立入検査等業務を的確に実施するため、以下の措置を講じた。

- ① 化学兵器禁止法に規定された特定物質、指定物質及びこれらの関連物質の分析能力の向上を図るため、化学兵器関連物質の分析経験のある国内の分析機関と同一試料の分析結果の確認を行い、機構としての分析対応力の確認を行い、その結果について分析報告会を開催し経済産業省に報告した。
- ② 国際機関による検査等の対象事業所のうち、20事業所に対し実態調査を行い経済産業大臣に報告した。

20年度実績20件（19年度実績：11件）

- ③ 化学兵器禁止機関（OPCW）における分析方法、検査に必要な装備等に関する会合、検査実施に関する会合、OPCW等が主催する研修等は実施されなかった。
- ④ 19年度に我が国で初めて実施されたオンサイト分析を伴う検査の立会い、入手した最新の分析SOP及び「07年現地分析実施報告書」等の情報を年度当初に解析し、実施予定のオンサイト分析の方法を予測した。これにより、機構の対抗分析に必要な改善を事前に行って受入体制を整えた。
- また、19年度には、検査団が持ち込んだ分析機器について、電源容量不足で性能が出ないという問題があったことから、検査団の分析機器の国内電源への接続のための大容量テーブルタップ（法規制により日本国内では入手困難）を機構が調達し、国際機関に提供して日本用の装備品として採用させた。これにより、国際検査のオンサイト分析実施における電源面での障害を無くし、日本の国際検査に対する義務履行について、国際機関の更なる信頼を獲得した。
- ⑤ 途上国支援等の国際協力としての、海外等から参加要請はなかった。
- ⑥ 以下については、経済産業省からの要請を受け調査に同行し、機構の技術力を生かして貢献した。

*ホスゲン（化兵法上の第2種指定物質：条約上の表3剤）の未届け製造事業者への現地調査に参加。製造工程・品質管理等の技術面について機構の経験を生かし技術面で協力し、後に経済産業省が行った化学兵器禁止法違反告発に貢献した。

*サキシトキシシン（化兵法上の特定物質：条約上の表1剤）の無許可製造・使用に関する現地調査に参加。廃棄実施・廃棄後の確認分析実施の立会において機構の経験を生かし協力。的確な法律施行に貢献した。

D. 適合性認定分野

1. 国際規格に適合した技術的信頼性の高い認定機関の運營業務

(1) 認定機関の信頼性確保

認定機関の技術的信頼性を確保するため、以下の業務を行った。

① マネジメントシステムの維持・継続的改善及び効率化

- ・国際規格（ISO/IEC 17011）に適合したマネジメントシステムの維持と適切な業務遂行のため、マネジメントシステム文書を見直し、56件の改訂と8文書の新規制定を行った（現時点でのマネジメントシステム文書数は174）。

また、申請・認定事業者に対する要求事項である技術基準文書等は、最新版をホームページに公開しており、新規制定8技術基準文書も制定後速やかに公開した。なお、説明会については必要なく開催しなかった。

- ・業務の効率化に係る新たな取り組みとして、マネジメントシステム文書の管理版を紙媒体から電子版とした。これにより、配布文書の作成及び新旧文書差し替え

作業を不要とし、マネジメントシステム文書管理作業を合理化するとともに、制定・改訂事実の職員への周知・徹底の迅速化（原則即日）を可能にした。

- ・内部監査は年1回実施し、マネジメントシステムが適切に維持されているかを確認した。内部監査の結果、各課室は指摘があった20件の不適合事項に対して迅速に是正し再発防止処置を徹底し改善した。
 - ・マネジメントシステムの迅速な改善を図るため、マネジメントレビュー（所長による業務の見直し）をこれまでの年1回の実施からほぼ毎週開催する認定幹部会を活用する方式に変更した。これにより早期業務報告、所長による見直し・所見及び迅速な是正処置・改善がなされることを推進した。
 - ・審査・検査に対する満足度調査及び認定機関に対する要望調査
顧客（申請・認定事業者）の要望を把握し、マネジメントシステムの改善に資するため、個々の認定審査・検査終了後、事業者に対し審査・検査の満足度に関する調査を実施した（回答231件／317件（回収率 72%））。審査に対する不満等個別対応が必要な事項については、速やかに関係者から状況を聴取し、根本原因を調査し必要な措置をとった。また、満足度調査結果は集計の上分析し、認定幹部会、審査員連絡会等で報告し、必要な遵守事項について周知した。
また、回収率を向上させるため郵送、FAXに加えメールでの回答も可能とし、多様化して改善した（メールでの回答を可能とした後のメール回答件数は23件）。
 - ・リスク管理の一環として、審査関係データの消失を防止するため、審査工程管理及び審査員管理データベースについては、8月から認定事務所で毎月バックアップをとった。また、認定申請書類及び審査関係記録の保管・管理方法、それらのバックアップ方法等を取り決め、取り決めた方法により10月から実施した。
- ② 審査員の確保及び資質・レベルの維持向上
- ・審査員研修は2回実施し、計35名が参加した。その結果、計27名の技術的専門性の高い外部審査員を確保した。
 - ・19年度に引き続き、審査員の資質向上、審査レベル等の向上を図るための審査員フォローアップ研修を実施した（10月実施23名参加）。
 - ・認定に関する情報提供と審査レベルの平準化を図るための審査員連絡会を開催し、併せて意見交換を行った（10月2回（東京、大阪）、3月2回（東京、大阪））。
- ③ 認定機関職員の資質向上と技術力強化
- ・20年度職員研修計画に基づきプログラム共通の内部研修として「不確かさ研修」初級コース（10月）及び中級コース（11月）を開催し、延べ12名の職員が参加し技術知識を深めた。また、2回の認定研究会を開催し、技能試験結果の不確かさ評価への応用についての知識を深めた。
海外研修としては、APLAC相互評価を行う評価員を養成するための研修に1名を参加させた。
 - ・試験所等外部機関を利用した外部研修は以下のとおり実施し、延べ49名の職員が参加して技術力強化に努めた。（19年度実績：36名）
－JCSS校正技術研修1回、JNLA技術研修3回、環境計量講習（濃度関係）1回、

ダイオキシン類技術研修 1 回

－問題解決型分析研修（ダイオキシン類技術研修） 1 回、苦情対応マネジメント研修 1 回、科学英語の書き方とプレゼンテーション講習 1 回等

- ・認定業務におけるリスク対応策については、入手情報の報告体系を明示するとともに、発生したリスク事例や想定されるリスク事例への対応策をリスク管理シートに逐次追加（4 回改正）し、認定職員に周知し実行を求めた。特に認定制度の信頼性に悪影響を及ぼすおそれのある入手情報 8 件に対しては、情報入手の都度 5 日以内に認定センターとしての対応策を決定し処理した。

(2) 認定制度の信頼性向上、普及拡大

日本認定機関協議会（以下「JAC」という。）は、我が国における認定制度の信頼性向上、内外の認定機関情報の共有、認定基準の透明性・同等性の確保、評価技術の向上を図るための活動を行っており、機構はJAC事務局として各種委員会やWGの活動を主導して実施した。

【開催委員会等】

- ・運営委員会（全体的方針決定） 1 回、技術委員会（共通技術事項検討等） 1 回、製品認証WG 1 回、試験所認定WG（JLAC） 4 回、情報委員会（海外動向等） 2 回。

【内外の認定機関情報の共有】

- ・19年度のドイツDAR訪問調査報告、EUの一国一認定機関制度の動向及び米国、タイ、韓国等複数認定機関のある国の動向の紹介

【認定制度の利用拡大のための活動】

- ・試験・校正等事業者向けJLAC技術情報セミナーの開催（9/24 参加者約 230 名）

【要求事項の解釈の統一化のための活動】

- ・ISO/IECガイド65（製品認証機関に対する要求事項）の共通解釈文書を作成、12月に最終版を活動成果としてホームページ（JACメンバー用）に掲載。

【審査員の相互利用・研修の共催】

- ・機構審査員研修への講師派遣（延べ4名）、研修生の参加（3名）を促進した。

【国際会議の事前協議体制の検討】

- ・JLACではAPLAC総会2010の日本開催に向け会合を開き準備を開始した。

【損害保険会社による認定事業者割引新保険商品の提供開始】

誤った試験・校正結果に起因する損害賠償を対象とした新商品を民間損害保険会社が開発・提供し、現在、5件の保険契約が結ばれている。当該保険会社の新商品開発に当たっては、認定事業者に対する保険料割引の導入を提案するとともに、試験所・校正機関及びその認定に関する各種情報を積極的に提供し支援した。これにより認定事業者のリスク回避が可能となり認定制度の普及拡大に寄与する。

(3) 国際相互承認（MRA）の維持

① APLAC、ILACでの活動と貢献

- ・アジア・太平洋試験所認定協力機構（APLAC）については、6月の理事会及びMRA評議会、12月の総会及び技術委員会などの関連会議に参加し、提案したMRA一時

停止等手続きの創設が採択され、創設されるなどMRAの信頼性の確保に資する貢献を行った。

- ・国際試験所認定協力機構（ILAC）については、4月の認定委員会、5月の市場情報委員会並びに10月の総会及び相互承認委員会等の関連会議に参加し、遠隔校正に係る認定、国家計量標準供給機関（NMI）の認定方針、不確かさの見積もりに関する技術的ガイドラインを提案し大筋において採択され、現在作業中など貢献を行った。
- ・認定機関に対する要求事項ISO/IEC17011の適用指針案については、ILACに対して、我が国にとって有益となるよう複数回のコメントを提出し、主要な事項については概ね受け入れられた。

② APLAC相互評価活動への貢献

- ・APLACからの派遣要請に基づき、インドネシア、インド、米国、韓国の4認定機関に対する評価に認定センターから各1名の評価員を派遣し、国際的な活動に貢献した。（機構におけるAPLAC評価員は、現在6名）
- ・MRA加盟の海外認定機関から審査員の派遣要請はなかった。

(4) 標準物質情報の提供

① 標準物質情報データベース（RMinfo）

標準物質とは試験・分析結果の信頼性を確保するために必要な標準となる物質であるが、それらの情報を提供している41の標準物質生産者等に、データベース情報の更新、修正の有無について照会し、提供情報の更新と充実を図った。また、情報の見やすさ、分かりやすさを向上させるためコンテンツの更新を行った。さらに標準物質情報の登録数増加のため、既登録機関及び新規6機関に登録の働きかけを実施し、その結果、登録機関数は45機関（19年度：41機関）に、登録情報数は6,715件（19年度：5,851件）となった。

② 国際標準物質データベース（COMAR^{注1)}）

COMAR各国間で標準物質の有効活用を図るため、機構に設置した標準物質情報委員会の承認を得た認証標準物質405件の情報をCOMARデータベースに登録した。

また、COMAR登録情報のうち、認証標準物質については、認定取得に関する情報（ISO/IEC 17025及び／又はISOガイド34への適合について）の追記・修正を行い、より詳細な情報とした。

さらに、COMARに対する国内の要望を取りまとめ、COMAR運営会議に意見を提出した。

^{注1)} COMARとは、標準物質を登録した代表的な国際データベースの略称。

2. 経済産業省に係る法令等に基づく認定業務

(1) 法令に基づく認定業務

- ① 法令に基づく認定業務については、申請受付後速やかに審査チームを編成して審査を行うとともに、審査後は評定委員会を適時に開催し標準処理期間内に速やかに処理した。また、事業者からの申請を一層容易にするためのガイダンス文書の作成

- ・公表を行った。

MLAP認定の3年ごとの更新年に当たり、全体の認定業務量が19年度比1.5倍強に増加したが、業務改善、業務の効率化を図ることによって、担当人員を増加することなく適切かつ迅速に対応した。認定対象分野の拡大はなかったため認定申請に係る説明会は開催しなかった。

なお、認定制度の利用拡大・普及のための広報活動実績は、『A. 2. 戦略的な広報の実施』に別掲した。

以下、各認定業務の実績は、JNLA、JCSS、MLAPの認定制度プログラムごとに整理した。

ア JNLA（工業標準化法に基づく試験事業者登録制度）

- ・申請受付：64件

[参考] 19年度 29件

- ・登録件数：35件

[参考] 19年度 29件

20年度末現在の登録事業所数：158

- ・申請受付から登録までの処理期間

標準処理期間（150日）を超えた案件はない。

- ・変更届出書の処理

登録試験事業者から提出のあった変更届出書206件については、迅速にその内容を確認し、登録証の変更等所要の処置を行うとともに事業者登録内容の維持管理を確実に実施した。

- ・告示改正作業の支援

JIS規格の改正情報、区分追加の要望等に対応するため、定期的（年2回）に告示を見直し、改正案を作成・提案して経済産業省が行う告示改正作業を支援した。この結果は、20年7月8日の登録区分改正告示に反映された。また、この改正告示からJIS項目番号の記述は削除されJIS番号だけとなったことから、告示改正支援作業は容易となり効率的な実施が可能となった。

- ・ガイダンス文書等の作成、公表

事業者の申請を一層容易にするための技術分野別不確かさ見積もりに関するガイド文書等については、新たに3文書（土木・建築分野、パルプ・紙分野、医療・福祉分野）を作成中であり、次いで3文書（一般機械分野、鉄鋼・非鉄金属分野、日用品分野）の作成を開始した。既に公表済みの1文書（繊維分野）については、技能試験結果を踏まえた不確かさの評価手法を追加する等改正を行った。また、技術情報文書（抗菌分野）については、JIS改正に対応して改正した。いずれも各技術分科会で審議した後、公表した。

イ JCSS（計量法に基づく校正事業者登録制度）

- ・申請受付：87件

[参考] 19年度 70件

- ・登録件数：67件

[参考] 19年度 57件

20年度末現在の登録事業所数：208

- ・申請受付から登録までの期間

標準処理期間(150日)を超えたものはなかった。

- ・変更届出書の処理

登録試験事業者から提出のあった変更届出書238件については、迅速にその内容を確認し、登録証の変更等所要の処置を行うとともに事業者登録内容の維持管理を確実に実施した。

- ・ガイダンス文書等

登録範囲の拡大に伴い「技術的要求事項適用指針」4文書、「不確かさ見積ガイド」1文書を制定するとともに、最新の校正技術への対応等のため、「技術的適用指針」26文書、「不確かさの見積りに関するガイド」3文書を改正・公表し、申請者の利便性向上を図った。

ウ MLAP（計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度）

3年ごとの更新年に当たり、大幅に増加した審査案件に対し、19年度登録した外部技術審査員20名を有効に活用するとともに、年度初めには技術専門家(外部技術審査員等)連絡会を開催して技術審査レベルの平準化を図り、遅滞なく且つ的確に実施した。

- ・申請受付：90件（更新85＋新規5）

[参考] 19年度 12件

- ・認定件数：83件 ^{注2)} 処分件数84件（認定83件、認定拒否1件）

[参考] 19年度 5件

20年度末現在の認定事業所数：109

- ・申請受付から認定までの期間

申請のあった全ての審査案件を標準処理期間(100日)内に処理した。

- ・変更届出書の処理

19年度末に公開された環境省のダイオキシン類測定マニュアル3文書の改訂に合わせた変更を主とした変更届出書が、認定事業者から261件提出され、迅速に変更内容の確認を行い、認定証の変更等所要の処置を行うとともに事業所認定内容の維持管理を確実に実施した。

② 立入検査、フォローアップ調査及び満足度調査

満足度調査に関する業務実績は、上記『D. 1. (1)①マネジメントシステムの維持・継続的改善及び効率化』に前掲した。

以下、各認定業務の立入検査及びフォローアップ調査に関する業務実績を掲載した。

ア JNLA（工業標準化法に基づく試験事業者登録制度）

法律に基づく立入検査は、外部からの情報に基づき登録試験事業所の信頼性の確認を目的として1件、試験所移転の届出に伴い2件、計3件を実施しJNLA制度の信頼性確保に努めた。立入検査の結果、特に問題点は確認されなかった。

イ JCSS（計量法に基づく校正事業者登録制度）

法律に基づく立入検査実績はなかった。

ウ MLAP（計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度）

認定後約1.5年を迎える9事業所に対してフォローアップ調査を実施し、認定基準に対する適合状況を確認し、信頼性確保に努めた。フォローアップ調査の結果、不適合のあった5件については是正を求め、期限内に是正されたことを確認した。

(2) 社会ニーズに基づく認定業務

① ASNITE（製品評価技術基盤機構認定制度）

民間では採算的若しくは技術的に実施困難な、又は政策的に取り組みが必要な多種多様な認定ニーズに対応するため、必要に応じて新規認定プログラムを開発して認定業務を行っている。これまでに開発したASNITE認定プログラムの範囲としては、校正事業者(JCSSを除く。)認定、試験事業者(JNLAを除く。)認定、標準物質生産者認定及び製品認証機関認定がある。20年度は、次のとおり認定ニーズに対応した。

・ASNITE校正事業者の認定

米国カリフォルニア州の規制に対応するための認定ニーズに基づき19年度に設定した認定スコープ「太陽電池セル」校正について、新規に1件認定したことにより、太陽電池に係る国内トレーサビリティ体系が確立された。また、産業界からの認定ニーズに基づき「排出ガス測定設備」校正について、1件、新規に申請を受付け、現在審査中。

国際委員会（臨床検査室のトレーサビリティに関する合同委員会：JCTML）の要望に対応するため、ISO15195に基づく検査医学－臨床検査基準測定施設認定を開始するための要求事項等の整備を行った。

校正のうちNMI（国家計量標準機関）認定については、新規申請1件、区分追加申請1件、範囲拡大申請を伴う再審査10件の計12件を審査した。また、22件の申請分について認定（拡大申請を含む）、6件分の定期検査について、認定を継続した。

海外認定事業者NIMT（タイ国家計量標準機関）をTLAS（タイ試験所認定機関）へ移管するため、9月1日付けでTLASとMoUを締結した。これにより、今後はTLASがNIMTを認定することになり、APLAC越境認定取決めが適切に遵守されることになる。

（20年度末現在の認定事業所数：13）

・ASNITE試験事業者の認定

検定実施事業者からの認定ニーズに基づき19年度に設定した認定スコープ「特定計量器検定検査規則試験」の申請2件（19年度受付）について認定した。また、新たに7件の申請を受付け、審査を実施中。

認定ニーズに基づき19年度に設定した認定スコープ「太陽電池に関する試験」については、申請1件を受付け、審査を実施中。

国際法定計量機関（OIML）分野に係る非自動はかり及び質量計用ロードセルの試験所認定に対応するため、OIML分野WGを設置し、認定区分を検討し年度内に公表した。

（20年度末現在の認定事業所数：2）

・ASNITE試験事業者ITの認定

暗号モジュール試験機関 1 件の認定申請を受付け、新規に認定した。また、ドイツのITセキュリティ評価機関より認定範囲拡大申請を受付け、1 年目の定期検査と合同審査を実施し認定した。（20 年度末現在の認定事業所数： 6）

・ASNITE標準物質生産者の認定

JCSS濃度事業者 1 件を標準物質生産者対応として認定した。

（20 年度末現在の認定事業所数： 8）

・ASNITE製品認証機関の認定

国際法定計量機関間の相互承認（MAA）の必要性から新たな認定ニーズである国際法定計量機関（OIML）分野に係る非自動はかり、質量計用ロードセルの製品認証機関認定に対応するため、一般要求事項の改訂、認定区分、技術適用文書の作成を検討し年度内に公表した。（20 年度末現在の認定事業所数： 1）

② ASNITEの信頼性

審査に対する満足度調査及び認定機関に対する要望調査に関する業務実績は、『D. 1. (1)①マネジメントシステムの維持・継続的改善及び効率化』に前掲した。

③ ASNITE認定業務の効率的運営

・ASNITE試験事業者認定の評定はJNLA等評定委員会で、ASNITE校正事業者（NMIを除く。）認定及び標準物質生産者認定の評定はJCSS等評定委員会で実施し、ASNITE認定に係る評定委員会を合理的かつ効率的に実施している。

・新規に申請のあったASNITE試験事業者は、JNLA認定事業者（MRA対応）でもあったことからJNLA定期検査と同一審査チームで合理的な方法で審査を行うこととした。

・事業者からの申請を容易にするため、新規に開始する「OIML認定」及び「臨床検査基準測定施設認定」に係る一般要求事項及びガイダンス文書の作成を進めている。

(3) 定期検査及び技能試験

① 定期検査の実施

APLAC及びILACのMRAを希望する認定事業者に対しては、MRA要件を維持するため認定基準であるISO/IEC17025、ISOガイド34又はISO/IECガイド65の最新版を用いて101 件の定期検査を実施した。

内訳は次のとおり。

ア JNLA定期検査実績

実施件数： 20 年度 34 件

[参考] 19 年度 49 件

イ JCSS定期検査実績

実施件数： 20 年度 62 件

[参考] 19 年度 31 件

ウ ASNITE定期検査実績

ASNITE認定事業者 11 件（ASNITE校正事業者の定期検査 7 件、ASNITE標準物質生産者の定期検査 2 件、ASNITE試験事業者 I T の定期検査 1 件、ASNITE製品認証

機関の定期検査 1 件)

[参考] 19 年度 7 件

② 技能試験の実施及び外部技能試験の活用

認定事業者の技術能力を確認するため、次のとおり技能試験を実施又は外部技能試験の結果を活用した。

ア JNLA（工業標準化法に基づく試験事業者登録制度）

- ・自らが実施する技能試験

技能試験 4 か年計画に基づき、2 分野 2 プログラム（①給水・燃焼機器分野、②土木・建築分野）の技能試験の実施を公表し実施した。

給水・燃焼機器分野は参加者数が 2 試験所であり、従来は試験所数が少なく中止するケースであるが、今回は新しい評価手法を取り入れパイロット的に実施。

この結果を踏まえ、今後の技能試験の効率的な実施に繋げる。また、土木・建築分野は参加募集を行い、29 試験所の参加を予定し、技能試験の実施に当たっては外部技能試験プロバイダーを活用する予定。

なお、技能試験 4 か年計画については年度末に見直し、24 年度までの新 4 か年計画を 21 年度に公表する予定。

- ・外部機関が実施する技能試験結果の活用

外部機関が実施する技能試験 6 プログラム（繊維分野 3、土木・建築分野 2、電気分野 1）を承認し、その結果を活用した。

[参考] 19 年度技能試験実施 2 分野 2 プログラム

外部技能試験結果の活用 3 分野 4 プログラム

- ・外部技能試験プロバイダの育成事業

必要な外部技能試験を活用するため、土木・建築分野 1 機関、抗菌分野 2 機関（繊維、繊維以外）を対象に外部技能試験プロバイダの育成事業を実施した。このうち 1 機関については育成を終了した。これによりこれまで育成した外部技能試験プロバイダは 3 機関となった。

イ JCSS（計量法に基づく校正事業者登録制度）

- ・自らが実施する技能試験

①力区分（力計）、②質量区分（分銅）、③温度区分（放射温度計）、④光区分（光度標準電球等）、⑤硬さ区分（ロックウェル硬さ標準片）、⑥硬さ区分（ロックウェル硬さ試験機）、⑦湿度区分（露点計）の 7 技能試験を実施し、53 事業所が参加した。また、技能試験参加実績のない個別の JCSS 登録申請に対する申請事業所の技術能力を確認するため技能試験（測定監査）を 22 件実施した。

- ・外部機関が実施する技能試験結果の活用

外部機関が実施する技能試験については、電気区分 3 件、温度区分 3 件、質量区分 1 件の計 7 プログラムを承認し、その結果を活用した。

[参考] 19 年度技能試験実施 3 分野 3 プログラム

外部技能試験活用 1 分野 4 プログラム

ウ MLAP（計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度）

原則 3 年に 1 度実施のため、20 年度は実施しなかった。21 年度からは 19

年度に育成した外部機関によるMLAP技能試験の結果を活用する予定。

エ ASNITE（製品評価技術基盤機構認定制度）

ASNITE試験について、特定計量器検定検査規則試験方法による電力量計の技能試験を実施し、16試験所が参加した。

3. 経済産業省に係る法令に基づく認証機関の登録のための調査等認定関係業務

(1) 法令に基づく認定関係業務

経済産業省に係る法令に基づいて、認証機関の登録のための調査等を次のとおりの確に実施した。

① 工業標準化法に基づく登録認証機関の登録等関係業務

ア 工業標準化法に基づき経済産業大臣及び経済産業局長から9件の調査依頼を受け、8件の調査を実施し、その結果を速やかに当該指示者である経済産業大臣又は経済産業局長に報告した（1件は申請取り下げ）。

このうち、経済産業大臣からの調査依頼5件については、経済産業省職員及び機構職員からなる従前の審査チーム構成から、機構職員だけの審査チームで調査を実施し、当該業務に対する関与を深めた。

イ 工業標準化法に基づき経済産業大臣及び経済産業局長から7件の立入検査の指示を受け、5件の検査等を実施した（2件は現在実施中）。

② 製品安全4法^{注3)}に基づく国内（外国）登録検査機関の登録等関係業務

^{注3)} 製品安全4法：電気用品安全法、消費生活用製品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法

ア 製品安全4法に基づき、経済産業大臣から3件の調査依頼を受け、2件外国登録検査機関の登録等のため調査を実施し、その結果を経済産業大臣に速やかに報告した（1件は現在実施中）。

イ 経済産業大臣からの立入検査の指示はなく、実績はない。

③ 特定機器相互承認法に基づく適合性評価機関の認定等関係業務

ア 経済産業大臣からの調査の依頼はなく、実績はない。

イ 経済産業大臣からの立入検査の指示はなく、実績はない。

④ 計量法に基づく濃度に係る計量証明事業者等に対する立入検査業務

経済産業大臣から指示のあった7件のうち事業廃止した1件を除く6件について立入検査を実施し、その結果を平成21年2月19日付け経済産業大臣に報告した。

⑤ 工業標準化法の一部を改正する法律による改正前の工業標準化法に基づく指定（承認）認定機関等に対する立入検査業務

経済産業大臣からの立入検査の指示はなく、実績はない。

(2) 国際提携関係業務

オーストラリア政府との口上書に基づき、同国向け自動車及びその部品製造事業者に対する生産適合性検査（設計施設検査及び生産施設検査）（COP）5件及び試験施設検査（TFI）4件を実施し、標準処理期間内にオーストラリア政府に報告した。

19年度に新システム（TFIをもとに設計施設検査を行い、その後COPを行うこと

の基本) の研修・OJTを終えた新審査員1名を活用し検査を実施した。

E. 生活安全分野

1. 製品安全関係業務

(1) 製品の事故に関する情報の収集・調査・分析、原因究明等

消費者が利用する製品のうち、消費者の生命又は身体に危害を及ぼす可能性のある製品に適切な対応を図るため、以下の業務を行った。

① 事故情報収集状況

- ・21年3月末までの事故情報の総受付件数は、5,440件で、前年比約75%。
- ・事故情報収集件数の減少は、同種の製品による多発事故の減少と、重大な事故が多い新聞情報が、事業者による経済産業省への報告にシフトしたことによると推定。
- ・地域の消費生活センターとの連携強化により、同センターからの情報は6%増加。

(件)

年 度	事故受 付件数 <small>注1)</small>	内 訳					
		事業者 等	新聞等 <small>注2)</small>	経済産 業省	消費生 活センター	消防 警察	その他 <small>注3)</small>
20年度	5,440	2,143	303	1,569	833	297	295
19年度	7,298	2,970	1,433	1,323	786	384	402

注1) 事故受付件数は、受付けた総件数であり、重複案件等を含む。

注2) 新聞等には、web情報を含む。

注3) その他は、自治体、安協、消費者、病院からの通知である。

② 事故情報に基づく調査等

- ・収集したすべての事故情報は、20年度から導入したR-Ma p手法によるリスクの程度によって、再現実験の可否、試験項目数など調査のあり方を判断し、調査の迅速化、効率化を図った。
- ・収集した1,257件の事故情報について、現場調査と事故品確認を実施(前年度比114%)。
- ・調査結果は、外部有識者、専門技術者等で構成する3つの事故原因技術解析ワーキンググループ(電気、機械、化学)及び事故動向等解析専門委員会をそれぞれ年4回開催し、事故原因の技術解析及び事業者が講じた再発防止対策等について評価を行った。

③ 事故情報リスク分析等

- ・経済産業省が受け付けた重大事故1,412件のうち、機構へ調査指示のあった1,167件について、リスク分析、原因究明、過去の類似事故、社告情報の検索・分析を行い、経済産業省に調査結果を報告した。
- ・収集した事故情報5,440件(重大事故1,399件を含む)のうち、4,080件についてR-Ma p手法による事故リスク評価結果を経済産業省に報告するとともに、リスクの大きい案件について対応方針案の説明を行い、経済産業省の行政措置に反映した。

- ・「平成20年度事故の評価・分析及び事故防止モニタリング（事故情報の評価・分析事業）」において、重要と考えられる案件（圧力なべ、石油ストーブ、ガスふろがま、携帯型デジタル音楽プレイヤー、介護用ベッド、洗濯機、乳母車、電源コード等）について事故リスク評価を行った。
- ・FTA分析（故障の木分析）を実施し、圧力なべ、石油ストーブ、ガス風呂釜、電源コード、エアコン室外機、乳母車について技術基準の改定の必要性を検討し、経済産業省に提言した。

④ 事故原因の究明、再発防止措置等

- ・収集した事故情報はすべて事故原因の特定を行うが、そのうち、以下の製品については同種事故の再発が多発すると考えられることから詳細な調査を実施し、経済産業省等行政機関に調査結果を提供した。
 - －石油ファンヒータのワンタッチ式給油タンクのフタの半ロックの可能性の調査、電気こんろのノイズによる誤動作、ガラステーブルの破損原因究明等により、事業者の社告（消費者注意喚起等）に至った。
 - －めがねセルによる皮膚障害事故では、アレルギー原因物質を特定し、厚生労働省及び経済産業省にテスト結果を説明し、経済産業省から業界への情報提供を要請した。
- ・原因究明の精度向上を図るため、「焼損コンデンサ等の発火元可否解析技術データの蓄積」の手法の開発を19年度に引き続き実施した。
- ・19年度に実施した「おしゃれ用度なしカラーコンタクトレンズ」の眼障害実態調査の検討結果を公表するとともに行政機関へ報告。その結果、薬事法施行令を改正し、当該製品の法規制が決定された（21年2月4日公布、11月施行予定）。
- ・「樹脂製サンダル」のエスカレーター巻き込み事故の多発を受けて19年度に実施した詳細な調査結果をプレスリリース等により公表し、関係業界へ注意喚起の実施を要望。
- ・「ハンドル形電動車いす」の転倒による重大事故の多発を受けて19年度に実施した詳細な調査結果をプレスリリース等により公表した。その結果、JISの改正が行われ、消安法による規制が検討された。

⑤ 市場モニタリングテスト

法令遵守状況や現行法の技術基準の妥当性を確認するために製品を市場から入手し、以下のテストを行った。

- ・取引試買テスト（3品目）
 - －絹100%の下着、ブラウス、パジャマ等の繊維製品（品質表示法）
 - －合成樹脂製の湯を入れて使用する湯たんぼ（品質表示法）
 - －エアゾール製品（高圧ガス保安法）
- ・製品安全テスト（2品目）
 - －電気ストーブ（電気用品安全法）
 - －IHこんろ（電気用品安全法）

電気ストーブの試験結果については、放散される揮発性化合物（VOC）を想定し、技術基準改正（予定）検討に活用された。IHこんろの漏れ電流の測定結果に

については、経済産業省により安全点検セミナーで注意喚起に活用されるとともに、業界に対して情報提供された。

その他、消費生活センターの試験能力向上のため、「ふとん」の法令遵守状況のテスト指導を行った。

⑥ 経年劣化対策

- ・特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査を行うため、機構の保有する製品事故DBを基に6品目（扇風機、ヘヤドライヤー、洗濯機、浴室暖房乾燥機、石油風呂釜、石油給湯器等）についてワイブル分布を適用し、製品寿命を判断する手法について検討を開始した。
- ・さらに、「長期使用製品に係る安全点検制度及び表示制度」について、関連工業会が実施している各種検討会資料を入手し、整理及び内容の検討を開始した。
- ・特定保守製品（密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器、半密閉燃焼式ガスバーナー付風呂釜、密閉燃焼式ガスバーナー付風呂釜、石油給湯器、石油風呂釜、密閉燃焼式石油温風暖房機、ビルトイン式電気食器洗機、浴室電気乾燥機）に係る事故情報について、FMEA（設計故障モード影響解析）手法によって部品毎に故障モードを解析するとともに、R-Ma p分析によるリスク評価を勘案して、特定保守製品の点検項目の妥当性を検討し、経済産業省に提案した。
- ・個別製品として、ハロゲンヒーター及びヒーター線使用製品（電気カーペット、電気毛布、電気床暖房機、電気マット、電熱マット、電気ふとん等）について分析し、経済産業省にデータを提供した。

(2) 国内外の関係機関との連携

<<国内>>

製品事故の効率的な未然・再発防止等を行うため、以下の国内関係機関と連携した。

- ・製品事故の原因究明等をより効率的に行うため国民生活センターと機構の実務者ベースの会議を3回実施。共同で行うテスト等の検討やそれぞれが行ったテスト結果に関する情報の相互提供や実施予定等のテスト品目等の情報交換を行い、重複して実施しないように協議。
- ・地域消防機関、地方公設試験所、大学等と協力し、事故原因究明の迅速化を図った。
- ・地域工業会の苦情相談窓口担当（CR（Consumer Relation）会）等との情報交換を行い、昨今の事故情報の傾向に係る分析等を実施。
- ・事故の未然防止、再発防止情報を周知するため、経済産業局及び消費生活センター等と連携することとし、全国9ブロックで連絡会議を開催し、引き続き協力を要請（全国で179機関（19年度122機関）223名参加。関東及び近畿ブロックについては、国民生活センターも参加）。

<<海外>>

外国製品による事故の未然防止のため、以下の機関との連携を図った。

【国際消費者製品健康安全機構（ICPHSO）】

- ・11月、ベルギーで開催されたICPHSO会議に出席。日本で導入される長期使用製

品に係る経年劣化対策について情報を提供。2月の年次総会に出席し、日本の製造事業者が懸案となっている米国の子供製品に係る第三者認証制度について情報を入手。GAO（米国政府説明責任局）の依頼で日本の製品安全及び機構の製品安全業務について説明。

【 中国国家質量検閲検疫総局（AQSIQ）】

- ・ 5月、訪日したAQSIQと経済産業省との日中製品安全会合に参加。中国製品に係る重大製品事故情報について中国に連絡することが決定。同時にAQSIQ副処長及び技術者が機構（大阪）を訪問し、技術指導等を要望。
- ・ 12月、AQSIQの依頼により、機構（本所及び大阪）にAQSIQの下部組織であるCAIQ（中国検閲検疫科学研究所）からの訪問を受け入れ、事故情報収集制度、事故原因究明技術などについて情報を提供。

【 シンガポール規格・生産性・革新庁（SPRING）】

- ・ 6月、シンガポール経済産業省及びSPRINGが機構（大阪）を訪問。意見交換の席上、シンガポールの技術スタッフの機構における技術研修を要望。

【 欧州委員会（EC）】

- ・ 10月、EC健康・消費者保護総局製品サービス安全ユニットステファノ・ソロ課長が機構（大阪）を訪問。日欧の製品安全施策等について情報交換を実施。

【 台湾 】

- ・ 12月、台湾経済部（日本での経済産業省）標準検閲局へ講師を派遣し、製品安全に係る講義を実施。2月には標準検閲局が機構（大阪）を訪問し、機構での技術研修を要望。

【 韓国 】

- ・ 12月、経済産業省と韓国知識経済部が製品安全における協力の覚書を締結。機構も協力することが決定。

(3) 事故の未然・再発防止のための情報提供等

- ・ 19年度事故情報収集・調査報告書をホームページ上で公表した。また、冊子を全国の消費生活センター消費者団体、行政機関、消防・警察、原因究明機関等の関係機関に配布した。
- ・ 収集した事故情報の中で特に国民に注意喚起が必要と判断した、消費者の誤使用・不注意による製品事故を中心に紹介した<身・守りハンドブック>を発行し、全国の消費生活センター、消費者団体、行政機関、消防・警察等の関係機関や消費者に情報提供した。

なお、下記に記載した以外の情報提供の業務実績は、「A. 2. 戦略的な広報の実施」に別掲した。

① 年度報告書等

- ・ 19年度事故情報収集制度報告書を公表した。(12/26)
- ・ 20年12月までの調査終了分の事故情報を順次公表し、同時に公開用事故情報データベースへ追加更新した。アクセスページ数約368万ページ
- ・ 毎週金曜日に直近1週間分について最新受付事故情報として公表。

② 社告・リコール情報

- ・ホームページ上で社告・リコール情報を公表。アクセスページ数約39万ページ

③ 特記ニュース

- ・消費者に迅速に危険情報を周知するため、「株式会社萬品電機製作所が製造した電気こんろによる事故の防止に関する注意喚起」に関する特記ニュースをホームページ上で公表した。

④ 電子メールマガジン

- ・「PSマガジン」を25回配信した。読者数は、5,035名。
- ・英語版「PSマガジン」を海外の製品安全業務に携わっている関係者向けに配信。

⑤ リーフレットの発行

- ・事故防止のための啓発リーフレット「夏の事故」を作成し、全国の消費生活センター等へ配布した。

⑥ 経済産業省との共同による製品安全啓発

- ・毎月経済産業省が主催する「製品安全点検日セミナー」に機構職員を派遣し、パネルや事故品等の展示・説明を行い、積極的な啓発活動を行った。
- ・11月、経済産業省と共催で「製品安全総点検セミナー」を開催した。

(4) 製品安全体系の高度化を目指した調査研究

- ・20年度業務報告会において18年度製品安全規格体系報告書に関する説明を実施し、リスク評価の必要性、機構が行政に対して提言を行った内容について公表。
- ・経済産業省が行う新しい規制体系を進める委員会の運営に対する助言を行った。
- ・関連工業会（家電製品協会等）に対して規格体系の重要性について説明を行った。

2. 標準化関係業務

(1) 高齢者・障害者対応等の分野における標準化

高齢者・障害者が安全で使いやすい製品の普及、製品・消費者の価値観等の多様化等に対応した市場形成の観点から、以下の業務を行った。

①-1 民間機関等による標準化活動に対する技術的支援

高齢者・障害者対応分野の標準化を推進するため、業界団体等が実施している個別製品に関わる標準化活動に対し、これまでの機構の業務を通じて得られた情報、知見等を基に、技術面からの支援を実施した。

- ・日本福祉用具・生活支援用具協会（JASPA）が実施した福祉用具JIS規格（移動式リフト、体圧分散マット等、9規格）の制定・改正案の作成に対し支援した。
- ・（財）日本規格協会、（社）日本サッシ協会、（社）日本包装技術協会の規格審議（計6件）に対し支援した。

①-2 複数の製品分野に共通する試験方法等の開発

民間機関等の標準化活動を加速的に推進するため、民間では実施できない複数の製品分野に共通して用いられる試験方法等について、経済産業省、関係工業会等と意見交換を行うとともに、外部有識者等の意見を参考に、製品の機能別に79に分類し、大学、地方自治体の工業技術センターと連携して、それら機能の試験方法に

ついて規格を開発している。

- ・19年度に開発した37機能の試験方法規格案をホームページで公開し、パブリックコメントの募集を開始した。また、試験条件等の課題のある姿勢保持機能、リクライニング機能、歩行補助機能等、8機能について、被験者データの収集を行い、規格案の精度を向上させた。更に、残り42機能の安全に関する試験方法についてはドラフトを完成させた。
- ・効率的な規格開発を行うため、大学、公設試等の外部リソース（国際医療福祉大学、埼玉県産業技術総合センター（SAITEC）、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター）の活用を図った。

①-3 継続テーマ

- ・視覚障害者誘導用ブロック等の視認性に係る標準化

ロービジョン者6名の医学的屬性計測とロービジョン者7名の視力・視野の確認を行うとともに、ロービジョン者63名による視認性実証実験を行い、これまでに得た成果の実効性を確認した。また、これまでに得た成果を基に、点字ブロックの視認性に関する標準化（案）を作成した。

- ・人間感覚データベース

19年度に「年齢別聴覚閾値分布の標準化」で収集したデータを補完するために、51名の聴覚閾値データを収集、解析した。また、新交通バリアフリー法に関して、音案内について規格化の要望があったことから、音の空間特性について51名分の基礎的なデータを収集した。

①-4 調査研究終了テーマ

・（独）産業技術総合研究所との共同研究により作成した「骨組織の薄切標本の作成方法」1件について、JIS規格として制定された。また、「金属系生体材料の疲労試験方法」等5件について、厚生労働大臣及び経済産業大臣にJIS規格制定の申出を行ったほか、1件については厚生労働省の「人工股関節審査ガイドライン（案）」に引用されることとなった。

・機構の調査研究成果として「オーディオ・ビジュアル機器－デジタル・オーディオ部－音響性能の基本測定法」等3件、及び「車いす用可搬形スロープ」がJIS規格として制定された。

② 幹事、コンビーナ、プロジェクトリーダー等の業務

【 国際幹事国 】

- ・ISO/TC159（人間工学）/SC3（人体計測と生体力学）

総会及びCAG（議長諮問委員会）を6月にチェコで開催した。また、SC3の国際幹事として12月のTC159/AGAD（アクセシブルデザイン・アドバイザーグループ会議）及びTC159/CAG（議長アドバイザーグループ）会議に出席し、国際幹事としての責務を適切に果たした。

【 国際事務局 】

- ・ISO/TC173（障害のある人のための支援製品）/WG1（歩行補助製品）

国際事務局として歩行補助具用先ゴムの試験方法に係る国際規格化業務を順調に進展させた。

－DIS24415-1（先ゴムの摩擦試験）は12月末、FDIS段階まで進捗し、4月にはISとして発行見込み。

－WD24415-2（先ゴムの耐久性試験）は10月、DIS登録承認まで進捗させた。

・ISO/TC173/WG7（歩行補助製品歩行者領域における視覚障害者誘導のための設備と方法）

国際ルールによりキャンセルされた審議案件について、経済産業省が再提案するために必要となる技術的資料等の作成を行った。審議案件がISOルールによりオートキャンセルとなったため11月にISOに対し再提案を行った。

【 国内事務局 】

・ISO/TC173/WG1

国内事務局として歩行補助具用先ゴムの試験方法に係る審議を順調に進展させた。（前掲のとおり。）

【 コンビーナ、プロジェクトリーダー等 】

・ISO/TC61（プラスチック）

SC2(機械的性質)/WG2(硬度及び表面特性)のプロジェクトリーダー及びWG7(疲労及び破壊じん性)の国際コンビーナとして、FDIS19252（プラスチックの破壊じん性試験方法）について、11月にISO19252-2008として発行するなど業務を適切に処理した。

・ISO/TC159/SC5/WG5（特別な配慮を必要とする人々のための人間工学）

エキスパートとして参加し、機構と（独）産業技術総合研究所が共同で作成した報知音関係の規格（JIS S0013及びS0014）の国際標準化を推進。その結果、当該案件はCD（委員会原案）として登録された。

・IEC/TC89（耐火性試験）/WG12（試験用火炎と熱に対する抵抗性）

2回の国際会議（5月ドイツ、11月マルタ）にエキスパートとして参画し、機構が提案した「着火性測定方法」について国際標準化を推進した結果、9月にIEC/TS 60695-11-11として発行した。

③ 見直し期限の近づいたJIS（日本工業規格）、TS（標準仕様書）、TR（標準報告書）、IS（国際標準）について調査を行い、JIS2件の見直しを（社）日本規格協会に申し出るとともに、2件について引用規格の改定に伴う追補案を提出した。

(2) 製品の安全確保のための標準化

上記1.の業務を通じて得られる知見等を活用し、事故の未然・再発防止の観点、製品のより高い安全性の確保等の観点から、以下の業務を行った。

① 製品安全4法の技術基準や関連する任意規格の検討

・介護用ベッドのJIS改正

介護用ベッドの手すりに首を挟まれ死亡するという重大製品事故が多発していることを受け、頸部の挟み込み防止のための技術基準を緊急に検討した。検討に際しては、国際医療福祉大学の協力を取り付け、頸部の寸法を計測するとともに、上記(1)①-2で得られた「製品分野に共通する試験方法」の成果を有効に活用した。この結果、在宅用電動介護用ベッド（JIS T 9254）、病院用ベッド（JIS T

9205) の改正案に機構が事故を想定して開発した「頸部の引き込まれ回避確認試験方法」が導入されるとともに、当該 J I S が 3 月に改正公示されるなど、短期間で緊急な重大事故再発防止に適切に対応した。

- ・消費生活用製品安全法の技術基準（ハンドル形電動車いす）の検討
ハンドル型電動車いすの重大製品事故の多発を受け、経済産業省から安全基準案の作成要請が機構にあり、「電動車いす安全基準等研究会」を 2 回開催し、関係省庁（警察庁、国土交通省等）、有識者、関係団体等の意見を取りまとめ、安全基準案を 6 月に経済産業省に報告した。この基準案の骨子は、6 月の消経審製品安全部会において、特定製品として政令指定する際の諮問資料として配布された。
- ・ハンドル形電動車いすの J I S 規格の検討
製品安全法のハンドル形電動車いすの安全基準案については、J I S の検討の場で最終調整することが経済産業省内で確認されたことを受け、業界団体（JASPA）が主催する JIS 原案作成委員会において、機構が作成した安全基準案をベースに J I S 規格化の検討を行っている。
- ・リコール社告 J I S の制定
リコール社告 J I S の作成審議に参加し、6 月に JIS S0104(消費生活用製品のリコール社告の記載事項及び作成方法) として制定した。

② 製品安全に関する国際標準化活動

- ・ISO/COPOLCO（消費者政策委員会）
ISO/PC240（製品リコール）及びISO/PC243(製品安全)委員会の国内審議体制を構築し、国内委員会の引き受け、設置等の体制を整えた。
- ・ISO/IEC/JTC1/SC28、ISO/TC146（電子機器からのVOC放散測定）
機構の研究成果が反映された国際規格に基づき、JIS C 9913（電子機器からのVOC等放散測定方法）をH20.10.20付けで制定するとともに、電気用品安全法の対象品目である電気ストーブの技術基準見直しの参考資料として当該 J I S が使用された。
- ・ISO/TC61(プラスチック) /SC2/WG7
具体的成果は、上記2.(1)②に前掲した。
- ・IEC/TC89/WG12（試験用火炎と熱に対する抵抗性）
具体的成果は、上記(1)②に前掲した。

(3) 人間特性に係る技術的データ等の提供

製品の安全で使いやすい設計に資するため、企業等におけるデータ収集・分析を促進する観点から、以下の業務を行った。

① 基本人間特性に関わるデータの充実

【 データ取得のための計測 】

- ・基本人間特性データの更新・充実のため、120名の計測を実施した。取得したデータは、ホームページで公開した。
- ・被験者募集、計測マニュアル作成、計測作業及び計測者のトレーニングをアウト

ソースした。

【 データ活用ガイドブック作成 】

ガイドブック及びデータブックを作成し、ホームページに掲載した。

【 人間特性データのネットワーク形成 】

- ・これまでの成果を「人間特性情報リンク集」として再構築した。リンク先DBは国立健康・栄養研究所、交通バリアフリー協会等約40件に増加、各DB紹介のコンテンツを整備・充実し、年度内にリンク集をホームページで公開した。
- ・人間特性DBの利用登録者は約2,000名、アクセス件数は月間約2万件であり、特性データは製品設計、製品評価、研究素材、教育素材等として活用されている。

なお、ISO/TC159/SC3関係の具体的な成果は、上記2.(1)②に前掲した。

【 人間感覚関係 】

- ・これまでに（独）産業技術総合研究所と共同で取得したデータについて、視力（111名）、分光視感度（直接法97名、交照法91名）について、DB化のためにデータを整理・加工した他、9月に発行されたISO/TR 22411（ISO/IECガイド71「高齢者及び障害者のニーズに対応した規格作成配慮指針」の技術指針）に記載されているアレルギーに関するデータについて、一般公開するための作業を実施した。

② 基本人間特性計測手法の標準化

【 計測手法開発 】

- ・基本人間動態特性データの充実・更新に必要な、「被験者に負担の少ない上肢操作力計測手法」を開発した。
- ・九州大学との連携による「安全に計測可能なパラメータによる筋力推定方法」の開発については、超音波による筋横断面360度撮影システムを完成し、検証データとともにホームページで公開した。

3. 講習関係業務

電気工事士法及び特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく法定講習を以下のとおり実施した。

(1) 電気工事士法に基づく講習関係業務

- ・定期講習について、全国で911回（19年度：182回）の講習を開催し、19年度（23,883人）の約5倍に及ぶ116,829人（受講対象者の約86%）が受講した。
- ・講習業務の円滑な運営、関係者との協力強化を目的として、全国9地区で電気工事士法に係る行政担当者、電気工事関係団体の代表で構成する定期講習運営連絡調整会議を計画どおり開催したこと及び47都道府県の担当者等を集めた定期講習関係都道府県担当者会議を3月に開催し、機構の取り組みや考え方を提示し、理解を求めるなど、問題意識の共有や協力関係を更に強化した。
- ・随意契約の見直しにより、現行の複数年の随意契約を20年度限りで解除し、21年度からの2年間の契約に関し、総合評価落札方式による一般競争入札を実施した。

- ・委託業務内容や経費の見直しを徹底的に行った結果、21年度分の契約額は当初見込み（8.3億円）に比べ1.4億円の削減を実現した。
- ・19年度に引き続き講師研修会の開催、現地調査、受講者アンケート等の実施を通して講習の質の向上に努めるとともに、関係機関との年次定例会議の開催等により更なる連携強化を図ったほか、新たな取り組みとして電気工事士に対し受講時期を周知するため、免状への差し込みが可能なカードサイズのリーフレット（又はシール）を作成し、47都道府県等の関係機関に配付し、協力を求めた。

(2) 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく講習関係業務

- ・資格講習、認定講習及び再講習について、全国で125回（19年度：133回）の講習を開催し、11,746人（19年度：12,307人）が受講した。
- ・資格講習、認定講習及び再講習用テキストの記載内容の適切性等について、当該講習の講師へアンケート調査を実施し、その結果を受けて機構内部のテキスト審議委員会において、テキスト記載内容の見直しを行った。
- ・「講習の習熟度確認」を目的とする修了試験について、次のとおり効率的かつ効果的な出題方式と事前に候補問題を公表する制度に改善した。

- ① 過去の設問や新規設問の収集・蓄積（DB）による試験問題作成の効率化につながる「修了試験問題のプール制」を導入。
- ② 受講予定者が練習問題として事前の学習が十分にできるように「出題候補となる試験問題」を講習開始時（7月）までに機構ホームページで公表予定。

4. 経済産業省に係る法令等に基づく製造事業者への立入検査等業務

経済産業省に係る法令等に基づく、以下の立入検査等を的確に実施した。

①-1 工業標準化法（JIS新法）に基づく認証製造業者等及び認証加工業者に対する立入検査

JIS新法に係る経済産業大臣の実施指示が27件あったが、全件適切に年度内に立入検査を実施し、経済産業大臣宛報告した。

なお、JIS新法による立入検査業務は20年度から実施されたが、年度初めに大臣指示があっても当該検査が適切に行えるよう、年度当初に機構職員の有資格者及び適性を確認して検査員証を発行し、検査実施体制を迅速に構築した。

①-2 JIS試買検査

JIS試買検査は、試買検査運営委員会で検討した5品目を計画どおり試買して検査を実施した。その結果を第3回試買検査運営委員会で審議し、学識経験者等による検討を加えてオーソライズを図った。なお、当該結果については、経済産業省へ年度内に報告した。

② 工業標準化法の一部を改正する法律による改正前の工業標準化法（JIS旧法）に基づく認定製造（加工）業者に対する立入検査については、経済産業大臣からの実施指示がなかった。

なお、当該法令は、20年9月末で失効した。

③ 製品安全４法に基づく製造事業者等に対する立入検査は、経済産業省が過去に改善指導を行った事業者、１９年度に技術基準等が改正された品目に係る事業者など、フォローアップが必要な事業者に対し、経済産業大臣から２６１件の立入検査の指示があった。

また、経済産業大臣から立入検査の指示があった全件について、適切に年度内に立入検査を実施するとともに、その結果を経済産業大臣へ報告した。

なお、過去３年間の立入検査指示件数は、次のとおり。

１９年度	２８９件
１８年度	３００件
１７年度	３００件

④ 計量法（適合性認定分野で実施するものは除く。）に基づく届出製造事業者等に対する立入検査は、経済産業大臣から立入検査の指示はなかった。

なお、大臣から指示があった場合には、速やかに立入検査員証を発行して検査を実施できる体制を維持した。

また、経済産業省から依頼のあった事務を支援する業務として、都道府県から経済産業省に提出された調査報告書、立入検査報告書などを管理簿で整理し、経済産業省からの資料提出依頼に迅速に対応できる体制を整えている。また、指定製造事業者判定委員会事務局の役割を担い判定委員に確実な情報提供するなどした。

⑤ 家庭用品品質表示法に基づく製造事業者等に対する立入検査は、経済産業大臣から立入検査の指示はなかった。

なお、大臣から指示があった場合には、速やかに立入検査員証を発行して検査を実施できる体制を維持した。

⑥ 製品安全４法で定める「主務大臣による適合性検査業務実施」に係る業務は、経済産業大臣からの適合性検査の指示はなかった。

なお、大臣から指示があった場合には、当該検査を的確に実施できるよう製品安全４法等の業務を通じて既存技術を維持した。

F. その他業務

1. 登山用ロープ

９事業者から依頼があり、消費生活用製品安全法に規定する適合性検査に係る登山用ロープの試験を３７件、７８本実施した。

- ・検査依頼書受付件数：３７件（１９年度実績 ２９件）
- ・ロープ試験実施本数：７８本（１９年度実績 ８５本）

2. 容量分析用標準物質の依頼検査

依頼に応じて日本工業規格（JIS K 8005）に規定する容量分析用標準物質の検査を実施した。５事業者からアミド硫酸２件、塩化ナトリウム２件、しゅう酸ナトリウム２件、炭酸ナトリウム１件、フタル酸水素カリウム１件の計５品目８件の依頼があり、

全ての外観検査、6件の品質検査を実施した。品質検査を行った6件は合格でありそれぞれ認証書を発行した。また、依頼業者が自ら試験をする体制への変更と認定制度の適用については、関係者とともに対応を検討している。

G. その他業務運営に関する計画

1. 独立行政法人産業技術総合研究所との共同事業

産業技術総合研究所と共同事業契約を締結して役割分担を行い、同研究所の共同利用施設である「くらしとJISセンター」において、以下の共同事業を実施した。

- ① 視覚障害者誘導用ブロック等の視認性に係る標準化
- ② 人間感覚データベース（年齢別聴覚閾値分布の標準化、公共空間に設置する移動支援用音案内の標準化）

また、共同事業の確実な実施を確保するため、3回の定期連絡会の開催や、機構成立後初めての両機関トップによる意見交換会を実施した。

2. 試験等の評価結果の信頼性確保

- ・生活・福祉技術センター大阪本部、北関東支所、北陸支所、中部支所及び九州支所の生活安全5部署は、JISQ17025に適合したマネジメントシステムの確保・維持のため、PDCAサイクルを内部監査、マネジメント・レビュー等により継続的に運営し、更なる改善のために、マネジメントシステムの維持・管理を行った。
- ・試験等の依頼に応じて適切に実施できるように信頼性確保のために必要な機器の校正・維持・管理を行った。

6. 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置

1. 外部機関との協力・連携の推進

(1) バイオテクノロジー分野

【共同事業等外部機関との協力・連携の推進】

以下の事業について共同事業を実施している。

- ① 有用機能等の探索源となる微生物の収集（モンゴルへの合同探索）：国内1社
- ② 有用機能等の探索源となる微生物の提供（大量提供）：国内企業・大学9機関
- ③ 生物遺伝資源の利用促進（日本薬局方の試験方法に関する共同研究の実施）：国立医薬品食品衛生研究所
- ④ 生物遺伝資源の利用促進（Ames試験講習会）：微生物変異原性試験（BMS）研究会
- ⑤ 機構が保有する微生物株のゲノム解析：国内企業・大学21機関
- ⑥ ヒトインフルエンザウイルス分離株の遺伝子解析：国立感染症研究所
- ⑦ 二国間協力における共同事業の実施：

《インドネシア》	インドネシア科学研究所 (LIPI)
《ベトナム》	国家大学ハノイ校 (VNUH)
《モンゴル》	モンゴル科学院生物研究所 (MAS)、
《ブルネイ》	ブルネイ王国産業一次資源省 (MIPR)、
《中国》	中国科学院微生物研究所 (IM-CAS)、
《タイ》	タイ国立遺伝子工学バイオテクノロジーセンター (BIOTEC)

(2) 適合性認定分野

- ・ 広報活動及び日本認定機関協議会の活動において、関係機関との連携を強化しており、今後予定されている新規分野において、認定機関協議会メンバーとの共同委員会体制を整備する予定。
- ・ 独立行政法人産業技術総合研究所、日本電気計器検定所、財団法人日本品質保証機構、独立行政法人情報処理推進機構、財団法人建材試験センター、財団法人電気安全環境研究所、財団法人化学物質評価研究機構等関連機関とは、技術支援に関する契約を締結し、認定業務はそれら機関からの技術的支援を受け、信頼性の高い認定制度を運営している。
- ・ 技術委員会及び評定委員会の委員を委嘱し、技術的観点からの助言を得ており、委員会業務の促進に貢献している。

(3) 製品安全関係業務

- ・ 重大事故を含む事故の迅速な調査、事故原因究明のため、消防との合同調査の実施や、消防の研修などへの講師派遣を行い連携を強化した。
- ・ 警察から要請のあった事故現場への調査同行要請にも対応した。
- ・ 国民生活センターと機構の連携連絡会議を開催、実務者ベースの会議を3回実施。共同で行うテスト等の検討やそれぞれが行ったテスト結果に関する情報の相互提供や実施予定等のテスト品目等の情報交換を行った。
- ・ 経済産業局及び消費生活センター等と連携するため、全国9ブロックで連絡会議を開催し協力を要請した（20年度：179機関、223名参加、19年度：122機関、162名参加）。

(4) 標準化関係業務等

- ・ (独) 産業技術総合研究所とは、情報交換を図りながら、共同研究施設である「くらしとJISセンター」の研究施設を活用し、視覚障害者誘導用ブロック等に係る標準化他2件の調査研究を実施した。
- ・ 日本福祉用具・生活支援用具協会 (JASPA)、国際医療福祉大学、埼玉県産業技術センター (SAITEC)、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター等と連携・協力し、効率的な業務運営を行った。

2. アウトソーシングの推進

(1) バイオテクノロジー分野

- ・業務の一層の効率化の観点から、19年度に引き続き、ゲノム解析の器具洗浄工程の外部委託を実施した。
- ・19年度に引き続き、次世代型シーケンサーを用いたゲノム解析におけるドラフトシーケンス部分の外部化を検討した。検討の結果、データの信頼性がまだ低く、既存技術との組み合わせが不可避であり現行の次世代型シーケンサーのみでは精密解析を行うことができないことが分かった。このため、現時点でのトータルコストの効率化への貢献は低いものと判断し、外部委託しないことにした。

(2) 化学物質管理分野

化学物質総合管理情報データベースの整備項目のうち、機構内部で作成しているデータ、更新の必要がないデータなどを除いた36項目の更新情報収集について平成22年度までに計画的に外部委託を試行し効率化を図ることとし、17項目の外注を試行したほか、21年度に新たに外注を予定している9項目の仕様書案を作成した。

(3) 適合性認定分野

- ・JNLAについては認定センターが主体となって実施している技能試験業務の一括外部委託化を推進するため、18年度から公募により専門の外部機関に対し技能試験プロバイダー育成業務を実施。
- ・19年度からの技能試験パイロットプログラムの継続実施として1機関（土木・建築分野）、技能試験パイロットプログラムの新規実施として2機関（抗菌分野（繊維、繊維以外））と委託を行い、業務運営の一層の効率化を進めた。
- ・この結果、3機関（電気分野、繊維分野、土木・建築分野）について、一括外部委託化を可能とすることができた。

[参考] 19年度 3機関（電気分野、土木・建築分野、抗菌分野（繊維））

18年度 3機関（電気分野、繊維分野、抗菌分野（繊維以外））

(4) 講習関係業務

- ・電気定期講習、特定ガス消費機器設置工事監督関係の双方について、21年度以降、払込票をコンビニと郵貯の両方に対応させ、消し込み作業も自動化する業務を外注するため、一般競争入札を実施し、業者を決定。
- ・電気定期講習は、21年度から謝金支払いと会場借料支払い業務を機構が直接実施することとなったため、当該業務を外注化するための一般競争入札を実施し、業者を決定。

(5) 人間特性データ

- ・7月から開始した基本人間特性に関わるデータ取得に当たって、計測に係る業務のうち被験者のリクルート、計測マニュアル作成、計測者のトレーニング及び計測作業についてアウトソーシングした。

(6) その他

- ・外国出張に係る損害保険業務については、20年3月からアウトソーシングした。
(20年度処理件数：183件)
- ・出納業務の見直しについては、派遣職員による事務対応が経費負担が少ないとした検討結果を踏まえ、アウトソーシングしないこととした。

3. 外部人材の効果的活用

(1) 認定分野

外部審査員を27名確保し、19年度確保した外部技術審査員54名とともに審査に活用した。その結果、外部審査員を審査に活用できる割合が大きくなり(20年度47%、19年度20%)、特にMLAPの更新審査にともなう審査件数大幅増を遅滞なく処理できた。

(2) 製品安全分野

製品安全に係る事故原因に関する調査能力を有する外部人材を製品事故調査員として、全国で26名(19年度19名)委嘱し、製品安全業務における事故情報の調査・分析業務で積極的に活用し、製品安全業務における事故情報の調査分析能力の向上を図った。

4. 機動的な内部組織の構築と人員配置

(1) 地方支所の体制の見直し

- ・全国の地域別事故案件について事故のリスク分析した結果を踏まえつつ、随時全国に配置した製品安全担当調査官会議において近隣支所との役割分担の調整を行い、限られた人員で最大限の効果が得られるよう平準化を図った。
- ・適時各地方支所の役割と果たすべき機能について検証を行い、その結果を踏まえ、九州支所の「審査・検査室」を21年3月末に廃止することを決定した。
- ・21年1月29日には全国支所長会議を開催し、各支所における業務リスクと実施管理体制の最適化等について検討を行った。

(2) 製品事故に係る調査の迅速化を図るため、20年度より事故調査結果の最終判断及びデータベースの最終的な記載内容について機能支所に委任することとした。

(3) 機構が保有する試験施設・設備の効率的、一体的活用を図るため、本所試験室の再配置を行った。

また、若手職員の部門間の積極的異動など各部門間の連携、職員のキャリアパス及び技術的能力向上を考慮した計画的人員配置を行った。

5. 業務の電子化の推進

(1) 業務・システム最適化

20年4月に公表した業務・システム最適化計画に基づき、NITE共通基盤システムの調達計画書（NITE-LANシステム、文書管理システム、情報公開システム等）、一般管理業務システム調達計画書（財務・会計システム、人事事務システム等）、化学物質総合情報提供システム調達計画書（化学LAN、CHRIP等）を策定、公表し、システム整備を進めているところ。これらのシステムの整備、導入、機構の各ネットワークの統合等により、業務実施、システム運用管理の効率化を実現可能なものとした。

(2) 情報システム整備全体事業計画

機構の情報システムのヒアリング、調整等を行い、機構情報システム調達の透明性、健全性、及び業務実施の効率性の確保に努めた。

(3) 調達、審査体制の強化

制度、体制整備した機構のIT調達制度運用について、CIO補佐官による案件全件審査実施、政府調達審査会における仕様書内容の技術的審査の実現等により、政府の求めるIT調達の透明性、公平性と同等以上の水準を確保。また、仕様内容の明確化により、応札事業者の増による競争性の向上を実現。

(4) 情報セキュリティ対策

全職員を対象とした教育の実施、自己点検の開始、試行監査の実施、また、セキュリティ脆弱性に対する最新動向を踏まえた対策の実施により、情報インシデント発生ゼロを実現。また、情報の格付け開始により、職員の情報取扱における情報セキュリティ意識が向上。